

第8章 河川占用に係る協議資料の作成及び申請支援

8.1 河川空間のオープン化の区域指定要望書.....	8-1
8.1.1 本業務における河川協議の経過.....	8-1
8.1.2 河川空間のオープン化の区域指定の事例.....	8-11
8.1.3 河川空間のオープン化の区域指定要望書の事例.....	8-15
8.1.4 河川空間のオープン化の区域指定要望書案の作成.....	8-15
8.1.5 河川空間のオープン化の区域指定要望についての検討手順.....	8-26
8.2 河川占用協議に係る図面作成.....	8-28
8.2.1 施設整備計画諸元の設定.....	8-28
8.2.2 作成図面.....	8-30
8.3 民間事業者の事業内容を踏まえた河川占用関連協議の内容及び工程.....	8-32
8.3.1 事業計画策定時に留意すべき河川占用関連協議の内容及び工程.....	8-32
8.4 河川占用協議資料整理.....	8-34
8.4.1 河川占用協議資料.....	8-34
8.4.2 兼用工作物協定締結協議資料.....	8-43

8.1 河川空間のオープン化の区域指定要望書

本事業では、官民連携事業の導入を前提としているため、本事業地に対し、民間事業者の営業活動を可能とする河川空間のオープン化の区域指定を受けることが要件となる。

このため、本業務で実施した河川空間のオープン化の区域指定に必要な①河川管理者協議及び②河川利用調整協議会（地域住民の合意を得るための協議会）について整理する。

8.1.1 本業務における河川管理者協議の経過

本業務における河川管理者協議の経過について整理する。

(1) 河川管理者協議

1) 河川管理者協議結果の取りまとめ

河川管理者協議の出席者及びこれまでの協議の経過を次のとおり示す。協議の経過については、議事、主な協議内容、指摘事項・意見、課題・気づきなどの内容で整理する。

●協議の目的：

厚木市が「相模川水辺ふれあい拠点」の整備及び運営管理に民間活力を導入するために、河川法第24条河川敷地の占用許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域の指定（河川空間のオープン化の区域指定）」を河川管理者（神奈川県）に要望するにあたって、次の事項について協議を実施した。

- ・本事業内容の説明（事業目的、コンセプト、利活用案、想定する機能、事業実施スケジュール 等）
- ・要望書の作成（添付資料（図面等）含む）
- ・個別の機能に対する占用許可取得に向けた協議

●協議出席者：

【河川管理者】

- ・神奈川県県土整備局河川下水道部河川課 水政グループ、調査グループ
- ・神奈川県厚木土木事務所計画建築部許認可指導課、工務部相模川環境課

【厚木市】

- ・厚木市都市整備部河川ふれあい課
- ・(株)オリエンタルコンサルタンツ（本業務受託者）

表 8. 1-1_河川管理者協議会議事概要(1)

回	議事	主な協議内容	指摘事項、意見等	課題、気づきなど
-	1. 河川空間のオープン化に係る要望の事前説明 2. 河川空間のオープン化に係る要望書作成のための図面等資料の収集	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者である厚木土木事務所にヒアリングを実施した。(2回) (過年度においても何度か相談を実施) 	<ul style="list-style-type: none"> 河川空間のオープン化を要望する趣旨に対してご理解いただいた。 県庁も含めた河川占用協議の窓口として協力頂けることを確認 	(後日の反省として) <ul style="list-style-type: none"> 厚木市における本事業地での従前の占用許可について、<u>資料提供を含め詳細をヒアリングしておくべきであった。</u> ⇒占用における判断基準の参考になるため
1	1. 本事業の概要と河川空間の利活用 <ul style="list-style-type: none"> 本事業地の概要・本事業で想定する事業内容案 2. 河川空間のオープン化について <ul style="list-style-type: none"> 河川空間のオープン化の概要 河川空間のオープン化の手続き 河川空間のオープン化に係る提出書類(都市・地域再生等利用区域の指定に係る要望書)案 本事業で想定されるスケジュール 3. 今後の進め方について	○事業目的及び内容と、河川空間のオープン化を要望する趣旨について説明を実施 【主な説明内容】 <ul style="list-style-type: none"> 本事業におけるスケジュールを含めた事業内容及び業務目的 事業目的の達成から、官民連携事業での実施を目指しており、そのために河川空間のオープン化を行いたい趣旨 先導的官民連携支援事業として採択されていること 事業範囲について、過年度に含めなかった「低水路」を検討したいこと 今後の協議は、1か月に1回のペースで綿密に行いたい。(厚木市要望) 	<ul style="list-style-type: none"> 官民連携事業を検討するため、設置を想定する個別の工作物について、設置可否の水準を示してもらえないか相談 ⇒神奈川県として事例がない工作物の設置は判断が難しいため、設置位置や構造形式など想定しているものを提示いただきたい。 ⇒設置場所や利用目的、施設規模、構造形式等具体的な内容の提示がなければ回答が難しい。 「水辺の利活用」の観点での利活用ビジョンやプランを明確化する必要がある。 資料の様式については、庁内で検討しているため、現状では提示できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 他県の事例及び制度の趣旨から、個別の施設占用については詳細を問われないものと考えていたが、<u>河川管理者は個別の占用施設の内容を気にされていた印象。</u> ⇒オープン化の目的や利活用で想定される効果などをしっかり説明し、<u>事業実施の目的が河川空間のオープン化の制度趣旨に合致していること、民間活用を想定する理由をご理解いただくことが重要。</u> ⇒その上で、事業目的の達成と河川の利活用の観点から想定する個別の占用施設について協議するべき。 県内初事例ということもあり、<u>県庁内での協議に時間がかかる印象。</u>

表 8.1-2_河川管理者協議会議事概要(2)

回	議事	主な協議内容	指摘事項、意見等	課題、気づきなど
2	<p>1. 本事業地において「河川空間のオープン化」を実施する意義について</p> <p>2. 本事業の利活用（案）について</p> <p>3. 今後の進め方について</p>	<p>○本協議は、河川空間のオープン化に係る区域指定の要望に関するものであって、個別の占有許可に係る申請は区域指定の後に審査いただく、という協議目的について再度認識を共有</p> <p>○事業実施に民間活力を導入するためにオープン化の区域指定が必要、との観点より、再度事業内容と機能について説明</p> <p>○事業の全体スケジュール（設計、事業者公募、施工開始、供用開始）と、河川空間のオープン化の要望及び占有許可スケジュールとを関連付けて説明</p> <p>○河川利用調整協議会について説明</p>	<p>・事業区域について、再確認された。</p> <p>・具体の工作物（占有工作物）については、本区域指定では検討及び議論の対象とならず、今想定されている機能については、あくまでゾーニング案、利活用イメージという位置付でよいか。</p> <p>⇒本協議においては、具体的な河川空間のオープン化を実施する区域として、まずは対象範囲が区域指定を受けられるか否かについて審査されるものであり、具体的な工作物の占有可否を討議することは主目的ではないという趣旨</p> <p>⇒但し、占有申請の段階で、区域指定そのものを見直すようなことにはならないよう留意</p> <p>⇒河川空間のオープン化の指定に議論が生じそうな機能については、イメージであれば、現段階では外してもらった方が協議を進めやすい。</p> <p>※通水部分や空中を使用するようなもの。</p> <p>・河川利用調整協議会の位置付けと資料構成を知りたい。</p> <p>・要望書に必要な図面は、添付資料として、河川区域線が分かる平面図（河川区域図）が必要。別図として、「区域が指定されているもの、場所が特定できるもの」が必要（位置図、現況写真）</p> <p>・要望書への記載項目については、追って提示する。</p>	<p>・河川区域（特に通水部分）は境界があいまいであるため、事業実施区域（河川空間のオープン化要望区域）は明確に提示する必要がある。</p> <p>・初回は個別占有に係る質問が多かったが、本協議の趣旨が河川空間のオープン化の区域指定であり、そのため具体の工作物についての討議が主ではないと認識いただけたようで、協議がかみ合った印象</p> <p>⇒<u>初回協議では、想定する工作物については言及せず、事業全体像やコンセプト、趣旨、河川空間のオープン化を要望する事由についてのみ、説明するような資料構成にすべきであった。</u></p> <p>協議会での合意内容は、</p> <p>①事業実施にあたり、民間事業者のノウハウを活用すること</p> <p>②民間事業者が営利目的の事業を実施すること、</p> <p>③地域住民が日常的に水辺空間を楽しめる場所にすること【事業目的】</p> <p>④現状の河川利用【河川の自由使用】が阻害されるものではないということを説明する。また、個別の工作物については合意対象ではない。</p> <p>・<u>住民の要望を、河川管理者の立場から否定するような事態をリスクと考えられている印象</u></p> <p>⇒河川管理者に河川利用調整協議会への参加を要望する場合、<u>会の位置付けと協議内容については、しっかり説明しご理解いただく必要がある。</u></p> <p>⇒また、利用調整協議会参加者に対しては、事前に、<u>利活用案はあくまでコンセプトに沿ったイメージであり、河川管理者との協議次第では実現できない可能性</u>があることを伝えておく必要がある。</p>

表 8.1-3_河川管理者協議会議事概要(3)

回	議事	主な協議内容	指摘事項、意見等	課題、気づきなど
3	<p>1. 都市・地域再生等利用区域の指定に係る要望書（案）の記載内容について</p> <p>2. 要望書（案）に添付する図面（案）について</p> <p>3. 事業におけるリスク分担について</p> <p>4. その他課題の共有等</p> <p>★県庁内での協議内容についてご提示いただいた。</p> <p>【県庁内協議内容】</p> <p>○指定管理者制度や包括占有制度ではなく、河川空間のオープン化を活用する理由について確認して欲しい。なお、指定管理者制度や包括占有にして欲しいという趣旨ではなく、あくまで理由の整理をして欲しいという趣旨である。</p> <p>○本来、河川管理者は占有許可を出す立場であり、合意形成を目的とする協議会への出席とは相容れないと考える。河川利用調整協議会への関与の在り方については、良く調整して、後々の問題にならないようにして欲しい。</p> <p>○低水路は、災害等様々な理由により利用できる箇所が変化する可能性がある。民間事業者が管理する場合は、その点を想定して進めて欲しい。</p> <p>○現在、バーベキューは低水路で行っている例が多いと思うが、区域指定後も現状と同レベルでの利用を想定しているのか。（バーベキュー利用客の低水路利用を増やす結果になるのではないか。）</p> <p>○相模川環境管理基本計画との整合性について説明してもらいたい。</p>	<p>○要望書案について、河川管理者からの指摘事項を反映した修正案を提示（事前送付）</p> <p>○（河川管理者へ）河川利用調整協議会への出席を改めて要望した。</p> <p>○要望書案についての河川管理者の意見や質問について回答した。</p>	<p>・事業実施の内容について、河川占有許可準則に沿ったキーワードで記載すること。個別具体の案については、記載不要</p> <p>・「地域活動及びイベントの実施が妨げられないよう、民間事業者が協力できるような仕組み」とは具体的にどの様なものを想定しているのか。</p> <p>・「ごみや汚水の処理などが確実に適切に行われるような計画」とは具体的にどの様なものを想定しているのか。</p> <p>・提供施設を利用せず、自由にバーベキュー等を行うことを想定しているのか。</p> <p>・区域を指定することにより、河川敷への立入りが制限されるようなことはないか。</p> <p>・協議会の回数や各会における目的などの内容を文章にて記述すること。</p> <p>・地域の合意が得られたことを報告する「地域の合意に係る報告書」案については、県庁河川課より提示する。</p> <p>・河川利用調整協議会の協議の過程や途中段階の結果等は、議事録にまとめ「地域の合意に係る報告書」への添付資料とする。</p> <p>・河川利用調整協議会のメンバーについては、所属団体名のみならず役職についても情報共有をお願いしたい。</p> <p>・河川利用調整協議会について、河川の自由使用の原則を妨げないという観点での意見の吸い上げは可能な仕組みとなっているか。</p>	<p>★回を重ねるごとに、河川空間のオープン化の区域指定に係る協議の進め方について双方慣れてきた印象。スムーズに議論が進むようになった。</p> <p>・前回打合せ時において、現状の利活用案はあくまでイメージであることを確認されたことから、<u>河川空間のオープン化の区域指定の要望時点における個別工作物の限定を避けたい意図</u>があると思われる。</p> <p>⇒工作物が限定してしまっていると、占有許可申請時のような図面等による検証なしに河川空間のオープン化の区域指定が出しづらい状況になってしまうのだと推定される。</p> <p>・<u>地域住民の従来利用に対する配慮が求められている。（河川の自由利用の原則との兼ね合い）</u></p> <p>・<u>河川の環境保全に対する対策が求められている。</u></p> <p>・地域協議会の開催については、十分な準備と河川管理者への情報提供が必要である。</p>

表 8.1-4 河川管理者協議会議事概要(4)

回	議事	主な協議内容	指摘事項、意見等	課題、気づきなど
3	<p>1. 都市・地域再生等利用区域の指定に係る要望書（案）の記載内容について</p> <p>2. 要望書（案）に添付する図面（案）について</p> <p>3. 事業におけるリスク分担について</p> <p>4. その他課題の共有等</p> <p>★県庁内での協議内容についてご提示いただいた。</p>	<p>○要望書案について、河川管理者からの指摘事項を反映した修正案を提示（事前送付）</p> <p>○（河川管理者へ）河川利用調整協議会への出席を改めて要望した。</p> <p>○要望書案についての河川管理者の意見や質問について回答した。</p>	<p>（つづき）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（図面について）三川の合流地点であることが分かるように3つの河川名を明記するとともに、一般市民が容易に場所を把握できるよう、橋梁名の明記や滞筋等への着色などを行った方が分かりやすいのではないか。 ・駐車場整備予定地など利活用のポイントとなる位置の占用前の現況写真を追加すること。 ・上位計画である「相模川水系相模川・中津川河川整備計画」のみならず、「相模川水系河川環境管理基本計画」及び「相模川水系河川空間管理計画」との整合性について、今後の占用申請にあたり厚木市としての考え方を整理して提示すること。当該内容を要望書に含める必要はない。 ・河川空間のオープン化は民間事業者の営利活動を可能にするための措置であることは踏まえた上で、その上位にある「なぜ民間事業者の営利活動が本事業に必要なのか」という事業目的そのものについて詳細に説明した資料をもらいたい。 <p>⇒厚木市がなぜ河川空間のオープン化の区域指定を要望するのか、県庁内説明用として使用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河川空間のオープン化の区域指定がなされた場合の、発表用、掲載用資料としての活用を視野に入れたご指摘 ・上位計画との整合性の確認 ・包括占用ではなく、河川空間のオープン化の要望であることの趣旨説明を求められた。 <p>⇒河川空間のオープン化は民間が河川区域で営業活動を実施するための唯一の手段である。 <u>民間活力導入により市が期待する効果など、事業全体の目的を踏まえ、民間活力導入が必要な理由について詳細な説明が必要</u></p> <p>※庁内説明用資料ということで、図等を用いた分かりやすい図が望ましい。</p>
4	<p>1. 第3回河川協議におけるご意見を踏まえての、各種資料における修正内容の確認について</p> <p>2. 河川空間のオープン化の要望理由について</p> <p>3. 相模川水系河川環境管理基本計画との整合性について</p> <p>4. 相模川三川合流点地区河川利用調整協議会について</p> <p>5. その他課題の共有、確認等</p>	<p>○第3回河川管理者協議におけるご意見を踏まえての、各種資料における修正内容の確認</p> <p>○通水部分を河川空間のオープン化の利用区域に含めることについて</p> <p>○事業全体のスケジュールについて</p> <p>○河川利用調整協議会について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河川占用協議と事業者選定（公募等）の期間が重複しているが、問題ないか。 ・「漁協に対し、既に通水部分が鮎のつかみ取りに使用できるかのような説明をなされたのではないか」と思われる箇所がある。そのような誤解を招く説明をされているのではないかと非常に困惑している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業全体のスケジュール想定（具体には工事開始時期から逆算）から、事業者選定（公募）の開始時期を設定している。河川占用許可の協議については、完了するまでの期間が不透明であるため長めに設定しており、かつ、協議後半であれば協議の見通しが立つと思われるため、河川占用協議と事業者選定の期間が重複しても問題ないと考えている。 ・地域住民ヒアリングに際しては、提示する利活用案はあくまで案であり、実際の事業実施に関しては、河川管理者と占用にかかる協議を行い、占用を認めていただくことが必須であると丁寧に説明している。 <p>⇒住民が計画は実行できるものと誤認しないよう「河川空間のオープン化」「占用」「事業」について丁寧に説明する必要がある。</p> <p>⇒河川利用協議会時の説明や資料にも配慮が必要</p>

表 8.1-5_河川管理者協議会議事概要(5)

回	議事	主な協議内容	指摘事項、意見等	課題、気づきなど
4	<p>1. 第3回河川管理者協議におけるご意見を踏まえての、各種資料における修正内容の確認について</p> <p>2. 河川空間のオープン化の要望理由について</p> <p>3. 相模川水系河川環境管理基本計画との整合性について</p> <p>4. 相模川三川合流点地区河川利用調整協議会について</p> <p>5. その他課題の共有、確認等</p>	<p>○第3回河川管理者協議におけるご意見を踏まえての、各種資料における修正内容の確認</p> <p>○通水部分を河川空間のオープン化の利用区域に含めることについて</p> <p>○事業全体のスケジュールについて</p> <p>○河川利用調整協議会について</p>	<p>(つづき)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「利用計画の概要(河川敷地の適正な利用)」の内容については、河川敷地占用許可準則に記載されているキーワードのうち、本事業地において現段階で利活用方針が明確となっている利活用内容に対応する項目のみ記載する。24条の占用許可申請に係る確認において、この要望書に記載しなかった内容について、記載しなかったことを理由として扱いに差が生じるものではない。 小鮎川の通水部分を「都市・地域再生等利用区域」の範囲としているが、濘筋部の利活用は陸地部の利活用と比べ利活用形態に制約が生じるため、現段階において河川空間のオープン化の指定範囲に含めるのは望ましくないと考える。 通水部分については、使用用途が限定されると考えられ、利活用の内容を精査かつ限定して区域指定の範囲を個別に設定する必要がある。 従って、オープン化の区域指定の要望範囲に通水部分を含めるのであれば、要望に先立って利活用内容に沿った河川占用許可の事前協議をしていただき、占用許可が担保できたのち、改めて区域指定の要望をしていただきたい。 但し、その場合は、前例がないこと等の事由より、事前協議に相当の時間が掛かることを否定できない。 代替案として、まずは通水部分を含めない形で区域指定の要望を出していただき、通水部分については占用許可申請ののち追加申請という形で改めて通水部分について区域指定の要望を出して頂くという形はどうか。(実現可能性については、現状不明。県庁内で協議) <p>★河川利用調整協議会には、本協議に出席している担当者ではなく、上席の課長？が出席予定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通水部分については、河川の水辺空間の利活用という河川空間のオープン化の主旨を踏まえ、鮎のつかみ取りを想定して河川空間のオープン化の範囲に組み入れている。 現状でもあつぎ鮎まつり際には、河川占用を受けてつかみどりを実施している実績があること、また、通水部分と現状、広場などの利用がされている陸地部は、いずれも1号地の範囲であるため、図で示した「都市・地域再生等利用区域」の範囲で問題ないと考えている <p>⇒通水部分については、<u>占用を認めての利活用に対し、より慎重になっている印象</u>。但し、本市の場合は同様の占用について実績があるため、通水部分についても区域指定に含めたい意向</p> <p>⇒但し、別途協議が必要になることにより、オープン化の区域指定のスケジュールに影響することは避けたいため、今後は慎重な協議が必要</p> <p>(図面による精査になるため、<u>相応の時間が掛かる</u>ことが予想される)</p> <p>⇒取り急ぎ、万一個別協議が必要になったときのため、並行して進められる部分を進めておきたい趣旨から、占用許可申請の書類について準備いただくこととした。</p>

表 8.1-6_河川管理者協議会議事概要(6)

回	議事	主な協議内容	指摘事項、意見等	課題、気づきなど
5	<p>1. 河川空間のオープン化にかかる検討結果の進捗について</p> <p>2. 相模川三川合流点地区利用調整協議会について</p> <p>3. 来年度における占用協議について</p> <p>4. その他課題の共有、確認等</p>	<p>○河川管理者にて実施した現地踏査の結果について</p> <p>○河川空間のオープン化の区域指定における厚木市所有地の取り扱いについて</p> <p>○河川空間のオープン化の区域指定範囲における河川管理施設の維持管理主体について</p> <p>○河川空間のオープン化の区域指定を令和3年度までに指定いただくための、要望書の提出時期等</p> <p>○河川空間のオープン化の区域指定後に報告を求める事項の確認について</p> <p>○河川空間のオープン化の指定後の河川利用調整協議会の扱いについて</p> <p>○来年度における河川占用協議について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河川区間のオープン化の区域指定については、<u>河川管理者の権原の及ばない土地（厚木市所有地及び民地）を除外するのがよい</u>と考える。 ・河川区域内の厚木市所有地における民間事業者の営利活動については、<u>建造物の設置や土地の改変等の他の河川法条文の制約を受けない条件であれば、厚木市の同意で認められると理解している。</u> ・河川管理上必要となる治水機能上の管理を除き原則として占用した場合占有者の管理となるが、厚木市が占用を求める範囲で想定される責任分担、役割分担、費用負担等の内容や課題を整理のうえ協議を挙げていただきたい。なお、厚木土木事務所内では、河川法第17条等による河川堤防と道路の機能が兼用となる兼用工作物協定を締結しているため、必要に応じてこの協定に準じた形での協定締結等も考えられる。 ・河川空間のオープン化の区域指定のタイミングについては、厚木市の地元協議結果に伴う河川利用調整協議会の開催を待っている段階であり、それ以外についての意見は特段無い。なお、要望書の提出までのスケジュールについて県は意見を申し上げる立場ではないが、次年度に持ち越す場合、人事異動等の関係で課内調整を再び行う必要があることについて御留意いただきたい。 ・河川利用調整協議会の役割は、河川占用許可準則第22条第5項の地元合意が目的であるため、河川空間のオープン化指定の段階で協議会の役割も終了するとの認識である。区域指定後に協議事項等生じる場合は、通常の河川協議と同様の扱いであるとの考えである。 ・河川空間のオープン化の区域指定後に、河川管理者に報告を求めるタイミングは、厚木市と民間事業者で委託等の契約を締結する段階を想定している。また、河川管理者としては、河川空間のオープン化を実施した土地において、誰がどのように関与するのか、実質的な管理について把握しておく必要があると考える。なお、報告が必要となる時点は委託契約の締結以降のまだ先の話であるため、報告書の様式に関しては改めて提示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川空間のオープン化区域指定の対象は、「<u>河川管理者の権原の及ぶ土地</u>」のみが対象となり、<u>厚木市所有地及び民地は区域指定の対象外</u>である。 ・上述を踏まえると、<u>河川管理者の権原の及ばない土地（厚木市所有地）は、厚木市の同意で民間事業者の収益事業が可能</u>となる。 ・砂礫河原部や通水部等の洪水時に明らかに水没する土地のうち、所有者不明の民地について河川管理者の時効取得となる（河川管理者の権原の及ぶ土地となる）か、確認が必要。 ・河川空間のオープン化の区域指定に必要な要望書の添付図面については、区域指定の申請範囲を河川管理者の権原の及ぶ土地のみとして再提出する。 ・河川管理施設を再度現地にて把握したうえで、厚木市が占用を要望する河川管理施設の範囲を整理し、兼用範囲の責任分担、役割分担、費用負担等の内容や課題を協議する。 ・次年度以降に協議を持ち越しても引継ぎ事項を整理する必要がある。

2) 河川管理者協議を踏まえた河川空間のオープン化の区域指定の課題

これまでの河川管理者協議を踏まえ、河川管理者から河川空間のオープン化の区域指定を受ける場合の課題を整理する。

整理した課題について、次のとおり示す。

【河川管理者協議における課題】

・河川空間のオープン化の要望

⇒河川空間のオープン化の要望は、利活用の趣旨や構想が河川空間のオープン化の趣旨に沿ったものであり適切であること、当該地域を占有させることにより治水、利水上の機能が制限されるものではないことについて判断されるものであって、具体の工作物については検討評価対象とならない。そのため、河川空間のオープン化の要望に係る協議の中で、具体の工作物の設置可否及び設置可能な仕様水準について、河川管理者に判断基準を示していただくことは難しい。

・河川空間のオープン化の対象区域

⇒河川管理者の権原の及ぶ土地が対象となる。(民地及び市有地は対象外) また、通水部などに位置する土地の民地では、神奈川県管理河川の場合、河川管理者にて積極的な権原の取得を行っていないため、土地の権原について河川空間のオープン化の要望に係る協議の事前に確認しておくことが望ましい。

※民地及び市有地における民間事業者の営利活動については、土地所有者によって判断されるものである、との見解

・河川空間のオープン化の区域指定範囲の設定

⇒通水部では通水部以外の場所に比べ利活用の機能に制限があるため、区域指定以降に具体的な河川占有(24条、26条等)の適用が確実に担保できる見通しがあることを確認しながら、区域指定の追加申請の形で指定を実施することになる。

⇒河川管理者は、区域指定を要望する土地についてはその後に占有されるものと理解であることから、区域指定の要望範囲については河川空間のオープン化の趣旨を踏まえた利活用のための占有を想定する区域とする必要がある。

・区域指定の趣旨や想いを踏まえた利活用計画の設定

⇒水辺空間の利活用にそぐわない機能や施設については、区域指定は難しい。

・治水、利水上支障が無いことの証明、施設機能の構造上の安全の証明

⇒常設構造物を設置する場合においては、区域指定の段階である程度の河川構造物や水理解析の知識を持ち合わせた段階でなければ河川管理者との協議は難しい。

※構造物の基準も、一般的な河川構造物に適用する基準を準用する必要があるため、幅広い知見が求められる。

・ **区域指定後の占用許可の担保**

⇒河川管理者が河川空間のオープン化の指定を実施した場合においても、具体的な整備施設についての河川占用許可が得られる訳ではないため、事前協議を含めた河川管理者との十分な占用協議が必要である。

・ **河川利用調整協議会の内容**

⇒河川管理者が河川利用調整協議会へ自ら出席するにあたり、協議会がどのようなメンバーで構成されどのような内容の議論を行い、どのような合意をするのか、事前に十分な説明が必要である。

・ **河川空間のオープン化の区域指定を受けようとする理由の説明**

⇒河川空間のオープン化を求める理由として、同準則の包括占用との相違について説明が求められる。また、指定管理者制度等の想定する官民連携スキームに対する説明が必要である。

・ **個別具体的な施設整備及び利活用に対する河川占用が可能な工作物の整備水準の提示**

⇒施設設計を進めて構造諸元を固めなければ、河川占用の可否について回答を得られない。

・ **河川管理施設と機能が兼用となる部分（兼用工作物）の役割分担**

⇒河川管理施設と機能が兼用となる部分（兼用工作物）について、河川管理者と河川占有者との間で、責任範囲、費用負担範囲、補修・維持管理範囲等の役割分担に関する協議と必要に応じた協定締結が必要である。

・ **河川上位計画との整合**

⇒河川空間のオープン化の要望に係る利活用の趣旨及び内容について、河川整備計画等の河川上位計画との整合が図られていることを説明する必要がある。

(2) 河川利用調整協議会

河川空間のオープン化にあたっては、地域住民の合意が必要要件となっている。

厚木市においては、本事業地が所在する地区の自治会及び、過年度に本検討に関わっていた団体を中心に、「相模川三川合流点地区利用調整協議会」を組成し、協議会を開催することで地域住民の合意を得るものとする。

協議会の開催にあたっては協議会委員候補者に対し事前ヒアリングを実施した。

協議会の日程と各回における協議予定内容等の一覧、協議会の規約、事前ヒアリングの項目及び委員候補から出た意見等は、第10章「相模川三川合流地区利用調整協議会の運営支援」で詳述する。

8.1.2 河川空間のオープン化の区域指定要望書の事例

神奈川県管理河川では、これまで「河川空間のオープン化」の事例が無いため、他県における事例を整理する。

事例整理では、今後の河川占用協議の参考となる内容や河川法令への対応に特化した内容について整理する。

また、事例抽出にあたっては、本事業地で想定する利活用と近い事例について抽出し、「河川空間のオープン化」までの河川法令手続や運営スキーム等に関する内容について、対象自治体及び河川空間のオープン化の占用主体へのヒアリングを実施するとともに現地調査を実施した。

【抽出事例】

- ・埼玉県狭山市（入間川）：
河川区域内における工作物（飲食施設）の設置及び運営

- ・埼玉県飯能市（入間川）：
河川区域内（砂礫河原部）におけるバーベキュー施設の運営

(1) 埼玉県狭山市（入間川）

1) 事業の内容

事業の概要を次のとおり示す。

【事業の内容】

主な実施事業（令和元年度・2年度）

○入間川あそびと憩いの空間創出事業

- ・子どもの遊び施設の整備（大型複合遊具、乳幼児向けの施設を設置）
- ・駐車場の増設、眺望場・ベンチ・水飲み場などの整備

○民間施設導入事業

令和元年5月に埼玉県より指定を受けた「河川空間のオープン化の区域指定範囲」において、独立採算により飲食施設の整備・運営を行う事業者の公募、選定を行い、令和3年3月に開業した（飲食施設としてスターバックスが出店している）。

2) 事例の整理概要一覧

次頁に事例の整理概要一覧を示す。

表 8.1-7_都市・地域再生等利用区域指定事例のヒアリング結果整理一覧

	ヒアリング内容	ヒアリング回答
1	スターボックスが出店するにあたっての、河川法上の位置付けや河川法制約に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置にあたっては、河川法第 24 条、26 条申請を行っている。 ・河川占用主体は、狭山市である。 ・河川占用料は、狭山市がスターボックスから河川占用料相当額を徴収し、河川管理者（埼玉県）に納付している。 ・河川空間のオープン化の区域指定は、スターボックスの設置範囲も含めた「入間川にここテラス」全体に対して一括で実施している。 ・河川占用許可は、飲食施設（スターボックス）範囲を除く範囲で申請し、その後飲食施設（スターボックス）範囲で申請をおこなっている。
2	工作物の河川占用実施に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>飲食施設（スターボックス）は常設の建築物として設置されている。</u> ・<u>※過去の洪水実績より、飲食施設を整備した場所の範囲まで浸水が無いこと、また、建築物の設置高さが H.W.L. よりも高い地盤高に設置計画したことにより、河川占用許可を受けている。</u> ・飲食施設（スターボックス）のテラス席は、撤去計画の提出及び洪水時を想定した撤去訓練を実施している。 ・飲食施設（スターボックス）以外の遊具及び四阿は、取り外し撤去可能な構造とし、四阿について撤去計画を提出している。 ・河川占用実施にあたっての協議は、河川管理者の出先である県土整備事務所（実際の許認可を実施）と、埼玉県庁、狭山市の三者にて実施している。
3	民間事業者の選定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者の選定は、公募（プロポーザル方式）により、入間川河川敷飲食施設出店者選定委員会を設置し事業者選定を行った。 ・公募時の応募は、スターボックス社のみであった（平成 28 年、29 年はサウンディング調査を実施して複数社参加があった）。
4	事業における公共（狭山市）の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備後は、施設全体の維持管理、取材対応の窓口及び、スターボックスとの共同事業を実施している。 ・施設の除草は、年 6 回の除草を実施している（令和 3 年度より全自動芝刈り機 1 台を購入し、人力作業と併用している）。 ・河川堤防法面部分は、河川管理者が除草を実施している。
5	事業実施体制及び河川利用調整協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「狭山市入間川河川敷利用調整協議会」は、狭山市が事務局となっており、学識経験者（大学教授）、地元自治会、地域活動団体、観光協会、商工会議所が参加している。 ・「狭山市入間川河川敷利用調整協議会」は、平成 28 年より実施されており、以降 16 回程度開催している。 ・「狭山市入間川河川敷利用調整協議会」では、スターボックスから施設利用者苦情の報告を毎月受けている。 ・現在は、<u>スターボックスも「狭山市入間川河川敷利用調整協議会」に参加している。</u> ・当該地は、都市公園指定しておらず、また「公の施設」に指定していないため、指定管理者制度を用いていない。 ・「狭山市入間川河川敷利用調整協議会」は、都市・地域再生等利用区域指定後も、定期的に開催しているが、施設整備が終わった段階において運営に関する議論をどのように引き出していくべきか課題である。 ・河川管理者である埼玉県は、都市・地域再生等利用区域指定後においても河川利用調整協議会の継続実施を望んでいる。なお、都市・地域再生等利用区域指定後における効果測定の事業報告書の様式などは特に指定されていない。
6	民間事業者による運営、収益事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者には、スターボックスの売上金額と地域貢献に関する活動状況を定例報告している。 ・飲食施設（店舗建物及びドライブスルー）の整備は、スターボックスにより実施している（駐車場自体の整備は狭山市）。 ・飲食施設を除く施設の維持管理は、狭山市直営で実施しているが、令和 3 年度からシルバーセンターに委託している。 ・今後の課題は、<u>官民連携による当該河川空間のにぎわい創出のために、市内事業者等がイベント出店するための出店料である。</u> <p>⇒社会実験としてマーケット出店イベントを実施した際は、出店料を無料としたため出店者の応募があったが収益確保のために有料とした場合に出店者が集められるかどうか不安。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官民連携での利活用については、埼玉県の施である「水辺 de ベンチャーチャレンジ事業」の活用によるカヌー等のアクティビティ施設の水面整備運営を視野に入れている。
7	事業収益の河川空間維持への管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・園内のごみ収集及び草刈りのボランティア、土日混雑時の駐車場誘導員の配置を実施している（河川管理者への報告は実施していない）

(2) 埼玉県飯能市（入間川）

1) 事業の内容

事業の概要を次のとおり示す。

【事業の内容】

主な実施事業

○埼玉県川の再生施策の展開

- ・「水辺再生 100 プラン」 ⇒ステージ広場等の整備
- ・「水辺空間とことん活用プロジェクト(H28 年～)」 ⇒民間事業者参入
- ・「川の国埼玉はつらつプロジェクト」 ⇒遊歩道整備等
- ・「水辺でベンチャーチャレンジ(R3～)」 ⇒民間事業者参入の新たな検討

○水辺空間とことん活用プロジェクト

- ・河川空間のオープン化以前より、親水広場として利用。
- ・運営事業者：河又自治会
- ・川遊びイベントの開催等により、名栗エリアの活性化に寄与
- ・アウトドアブームにより、令和3年より通年営業

2) 事例の整理概要一覧

次頁に事例の整理概要一覧を示す。

表 8.1-8_都市・地域再生等利用区域指定事例のヒアリング結果整理一覧

	ヒアリング内容	ヒアリング回答
1	飯能市へのヒアリング内容	<ul style="list-style-type: none"> ・名栗弁天河原の管理棟は、河川の自由使用によってバーベキュー客の放置ゴミの問題が発生したため、環境管理を目的に旧名栗村が河川区域内に設置した（河川占用許可の経緯は不明）。 ・施設使用者は、川又自治会となっており、<u>自治会内に運営委員会を設けて施設の除草等の維持管理及び駐車料金収受等の運営を行っている。</u> ・当該維持管理運営に関しては、飯能市からの支援はなく、川又自治会が独立採算の形で運営している。 ・施設管理者の公募は行われず、<u>従前からの運営維持管理を実施してきた川又地区自治会がそのまま施設使用者として選定される。</u> ・河川占用許可は、「名栗弁天河原河川広場利用調整協議会」が河川占用許可を取得していたが、現在は、埼玉県の方針に基づき、飯能市が河川占用許可をとり、<u>河川占用料相当金額を自治体から徴収している。</u>
2	川又自治会ヒアリング内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の運営形態は、<u>駐車スペースの区画貸し</u>である（通常よりも広い駐車スペースで幅 3.3m×奥行 9m であり、車両を駐車した状態でキャンプ用テントが設営可能な面積となっている）。 ・駐車場の運営時間は、朝 8 時から営業していて、早朝から利用する利用者に対しては、開場後に料金収受をおこなっている（駐車場の入出庫は自由）。 ・駐車区画線は、月 1 回程度引き直しが必要 ・運営人員は、自治会が従業員を雇用している（自治会の会員や近隣自治会から 10 名がパート勤務）。 ・施設運営を通じ、<u>自治会員の豊かな暮らしと雇用創出に寄与している。</u> ・施設運営にあたっては、従業員の自主性を尊重し、従業員の発意で運営方法を改善したり、平成 29 年に働き方を変更したりする等、柔軟な運営を実施している。 ・過去には宿泊客の受け入れも行っていたが、周辺の自治会に迷惑をかけてしまうことから宿泊客の受け入れを禁止することとしている。 ・<u>道具のレンタルや食材の提供は、物品の管理が大変であり、オペレーションが複雑になってしまうため、実施していない。</u> ・水辺まで立ち入り可能な環境となっているが、敷地内での事故やケガに対する念書などは設けていない。 ・増水時等の緊急時用に避難誘導マニュアルを作成していて、緊急時には作成したマニュアルに従い利用者を誘導している。 ・バーベキュー使用後の炭の処理は、業者に委託し処理している。 ・施設整備開始当時、<u>護岸上に工作物を設置しても問題ない</u>との話が河川管理者よりあったため、流し場を整備している（埼玉県での前例となっている）。 ・運営においては、現在は河川利用調整協議会という形での会議は実施していないが、自治体の総会（隔年）で事業の報告を実施し、報告書を配布している。総会での報告内容は、料金体系の変更や役員の改選なども実施している。

8.1.3 河川空間のオープン化の区域指定要望書の事例

河川空間のオープン化の区域指定要望書の事例（2事例）について参考資料として整理する。

8.1.4 河川空間のオープン化の区域指定要望書案の作成

(1) 河川空間のオープン化の区域指定要望書案作成の着眼点

河川空間のオープン化の区域指定の要望にあたっては、指定を得ようとする計画が、「①地域の合意が図られていること」、「②通常の占用許可でも満たすべき基準に該当すること」、「③都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること」を満たす必要がある。

本業務における要望書案の作成では、これらの内容を踏まえた上で、次の内容に着眼し、要望書案の作成及び要望書作成にあたって実施が必要であった河川管理者協議資料を作成した。

●要望書案作成にあたっての着眼点

- ・本事業地が市民の憩いの場や「あつぎ鮎まつり」等の多様な活動の場として利用されていることに着目し、事業の対象者について地域住民を始めとする河川利用者に設定（①、③に該当）
- ・民間事業者が本事業の対象地で実施する営業活動によって得られた利益の一部について、良好な河川空間の維持及び創出に資する目的として使用することを記載（③に該当）
- ・河川利用調整協議会を組成し、地域の合意を得るプロセスを設定（①に該当）

●要望書案作成にあたって実施した河川管理者協議用資料の内容

- ・利活用の構想を整理した機能図を作成（②、③に該当）
- ・本事業地の河川条件が分かる資料を作成（②に該当）
- ・河川法令及び河川整備計画等の河川関連計画に対し、本事業が即した計画であることを整理した資料を作成（②に該当）

●その他資料

- ・河川管理者が現況の利活用状況及び現地地物等の状況がわかる資料を作成

(2) 河川空間のオープン化の区域指定要望書案

検討内容を踏まえ、本業務において作成した河川空間のオープン化の区域指定要望書案を次頁以降に示す。

■参考資料「河川空間のオープン化の区域指定」にかかる要望書案

資料 1 2021.10.15②	
都市・地域再生等利用区域指定要望書（案）	コメントの追加 [U1]: 申請時には削除してください。
第 号 年 月 日	
神奈川県知事 殿	
所在地 神奈川県厚木市中町 3 丁目 17 番 17 号 名称 神奈川県厚木市 代表者氏名 厚木市長 小林常良	
下記のとおり河川敷地占用許可準則（平成 11 年 8 月 5 日付建設省河政発第 67 号建設事務次官通知）第 22 第 1 項に規定される都市・地域再生等利用区域の指定を要望します。	
記	
1 河川の名称 一級河川相模川（相模川水系）、一級河川小鮎川（相模川水系）	
2 場所 相模川三川合流地点（神奈川県厚木市厚木 2 3 4 8） ※位置図参照	
3 利用計画の概要（河川敷地の適正な利用） 対象区域は、全体が相模川の河川区域内となっており、相模川、中津川、小鮎川の三本の一級河川が合流する特徴的な地形が形成する雄大な自然と近代的な街並みを臨む技群のロケーションが魅力となっています。本地域は、厚木市における自然豊かな水辺空間として、また、市民の憩いや多様な活動の場として広く親しまれてきました。 本事業では、厚木市の貴重な資源である水辺空間を、民間活力導入によって魅力的かつ良好なものとし、地域住民をはじめとした利用者が、憩い、楽しみ、活動することにより、水辺の良さを実感し、河川に親しみを覚え、新たな河川の楽しみ方を発見し、ひいては保全活動に関わるような気運を醸成することを目的としています。 具体的には、民間事業者が、次のような施設において、事業を実施することを想定しています。 （施設の占用主体は厚木市を想定） 広場、イベント施設、遊歩道、船着場、船舶係留施設、これらの施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、日よけ、船上食事施設、突出看板、川床、及びその他都市及び地域の再生等のため	コメントの追加 [U2]: 水辺空間の利活用の観点から、利用計画の概要を記載する。
1	

に利用する施設

4 他者の利用との調整、景観及び環境との調整等

対象地域では、現在、複数の占用許可のもと、本市のスポーツ施設として供用されている他、厚木市最大のイベント「あつぎ鮎まつり」をはじめとした地元の主要イベントの会場としても利用されるなど、地域の活動の場として機能しています。更に、厚木市を代表する桜の名所として春は多くの花見客で賑わう他、春から秋にかけてはバーベキューや釣りを楽しむ人で賑わい、河川敷ならではのコンテンツを楽しめる場所として親しまれています。

本計画では、対象地域のメイン利用者について地元住民をはじめとした厚木市民及び周辺自治体民と位置付けており、これらの利用者が快適に過ごせることに重点を置いています。対象地域への入場そのものについて恒常的に有料にするようなことはなく、釣りや散歩など、誰でも自由に出入りが可能です。(鮎まつりなどのイベント実施時の部分的及び一時的な有料利用は除く。)

また、民間事業者の事業実施によって現在、対象地域で行われている地域活動及びイベントの実施が妨げられることが無いよう、民間事業者が協力できるような仕組みを構築いたします。

民間事業者の営業活動にあたっては、河川空間の景観及び環境に悪影響を及ぼさないよう、施設配置等に配慮するとともに、ゴミや汚水の処理などが確実かつ適切に行われるような計画とします。また、民間事業者が本地域で実施する営業活動によって得られる利益の一部については、良好な河川空間の維持及び創出に資する目的で活用します。

5 地域の合意等

本計画に係る地域合意については、河川利用調整協議会を活用します。協議会の概要は以下のとおり。

(1) 設置目的

相模川水辺ふれあい拠点(仮称)(施設名称)(神奈川県厚木市)において、地域住民の意向を踏まえつつ民間事業者の創意工夫を最大限活かし、地域の活性化に資する空間として活用するため、民間事業者のノウハウ活用を前提とした施設の整備及び運営内容に対し、地域の合意を図ることを目的とする。

(2) 協議会の構成員

※別紙1参照

(3) 主な協議事項

- ・地域住民及び民間が発想する、自由で新しい河川利用アイデアの実現など、試行的取り組みに関する事。
- ・上記を実現する、相模川水辺ふれあい拠点(仮称)の整備及び運営の内容及び仕組みに関する事。
- ・地域住民及び民間における当該地域での活動支援及び河川景観の向上等の推進に関する事。
- ・その他、相模川水辺ふれあい拠点(仮称)の活性化に係る事項の検討に関する事。

コメントの追加 [U3]: 要望地の現在の利用状況を踏まえ、設置することについて他者の利用に問題がないこと、景観及び環境に問題がないことを説明する。

コメントの追加 [U4]: 河川敷地の利用調整に関する協議会の活用などによる地域の合意や、今後どの様な形で地域との利用調整を図っていくのかを記載する。

資料1
2021.10.15②

(4) 協議会開催

協議会は、令和3年度中において、全2回の開催とする。

(5) 協議内容

参考として、協議会における協議内容について添付する。【別添資料_1】

また、本区域の利活用案について地域の合意を得たことを証するものとして、同意書を添付する。【別添資料_2】

6 その他参考となるべき事項

・今後のスケジュール（案） 【別添資料_3】

【添付図面】

- 1_位置図
- 2_平面図
- 3_横断図
- 4_利活用ゾーニング計画図

コメントの追加 [U5]: 7月21日打合せ資料2-3【素案】をベースに作成した資料を「別添」としていただければと思います。

■参考資料「河川空間のオープン化の区域指定」要望書にかかる添付資料



図1.2-2 本事業地位置図

■参考資料「河川空間のオープン化の区域指定」要望書にかかる添付資料

②別図：
前回資料（今回協議に対しては前々回資料）の要望書（素案）のP3位置図

【位置図】

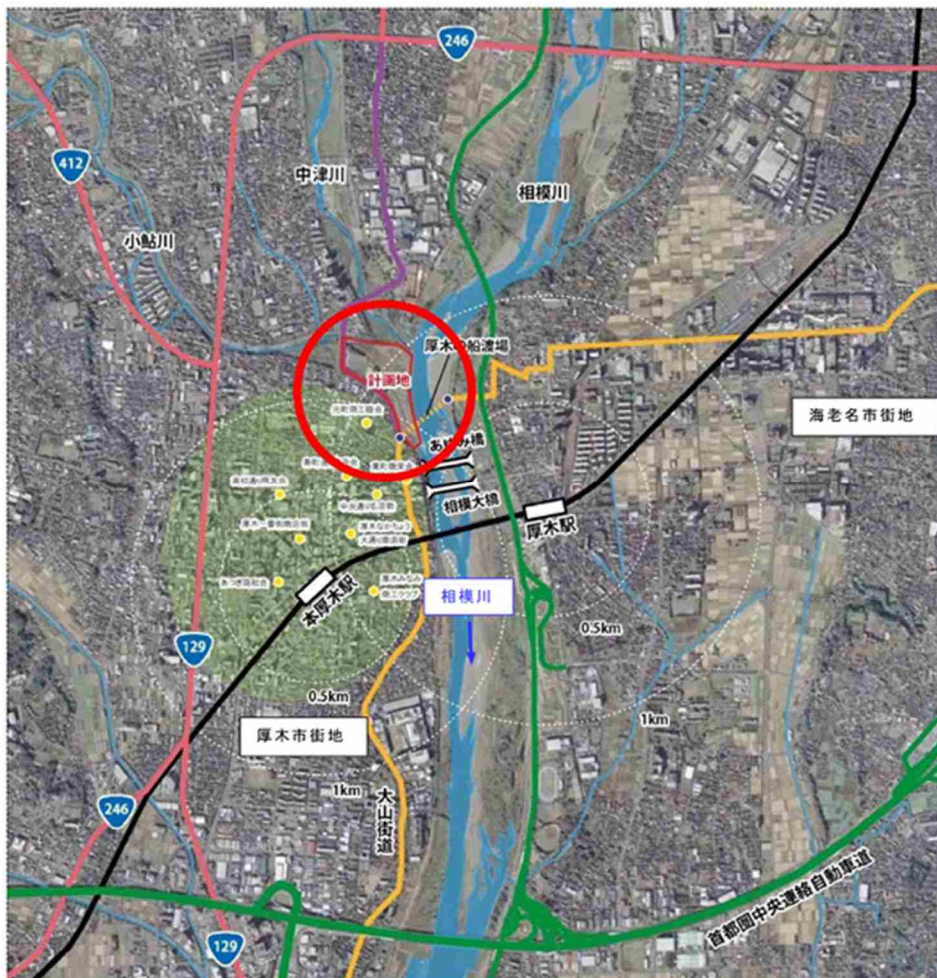
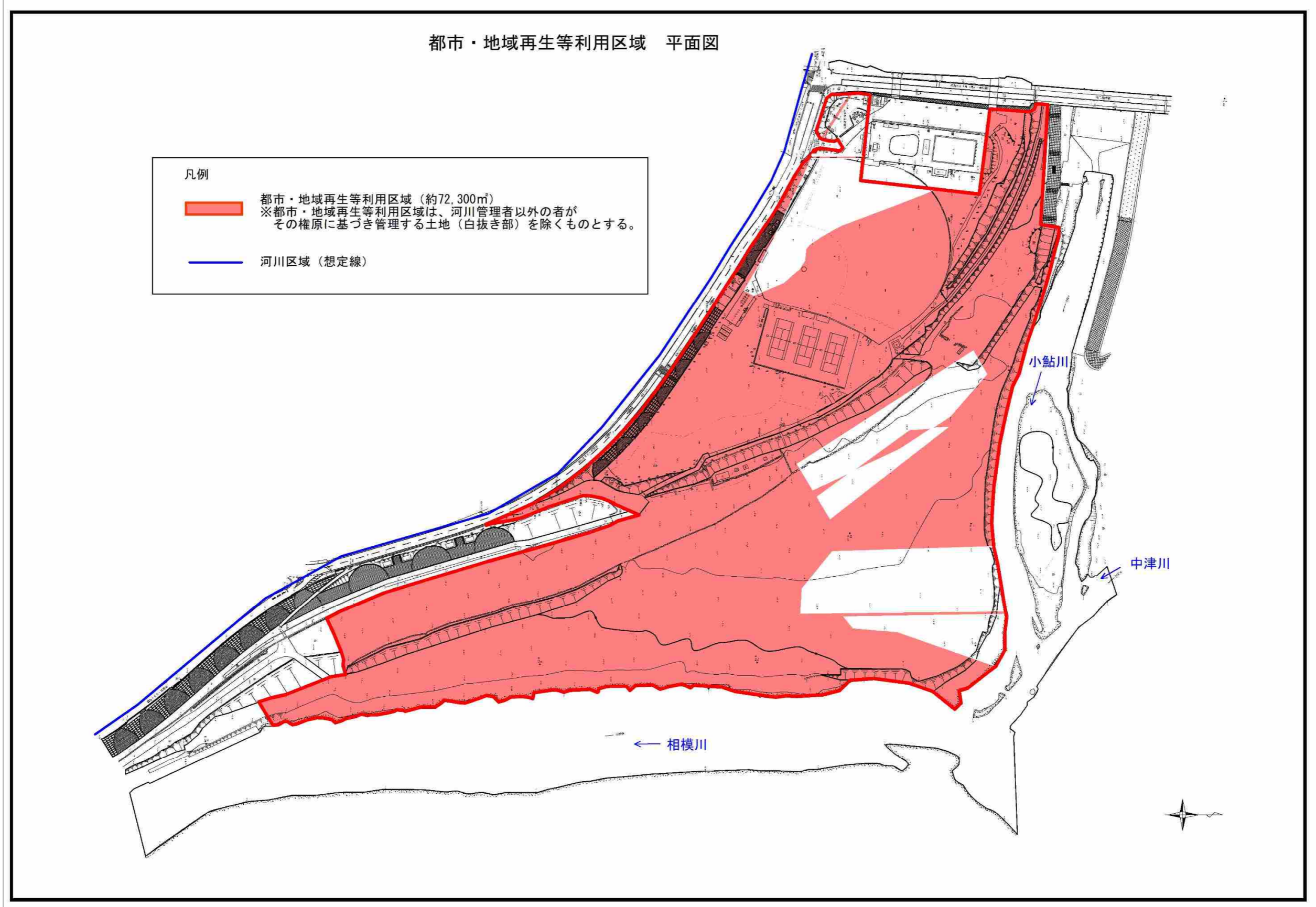
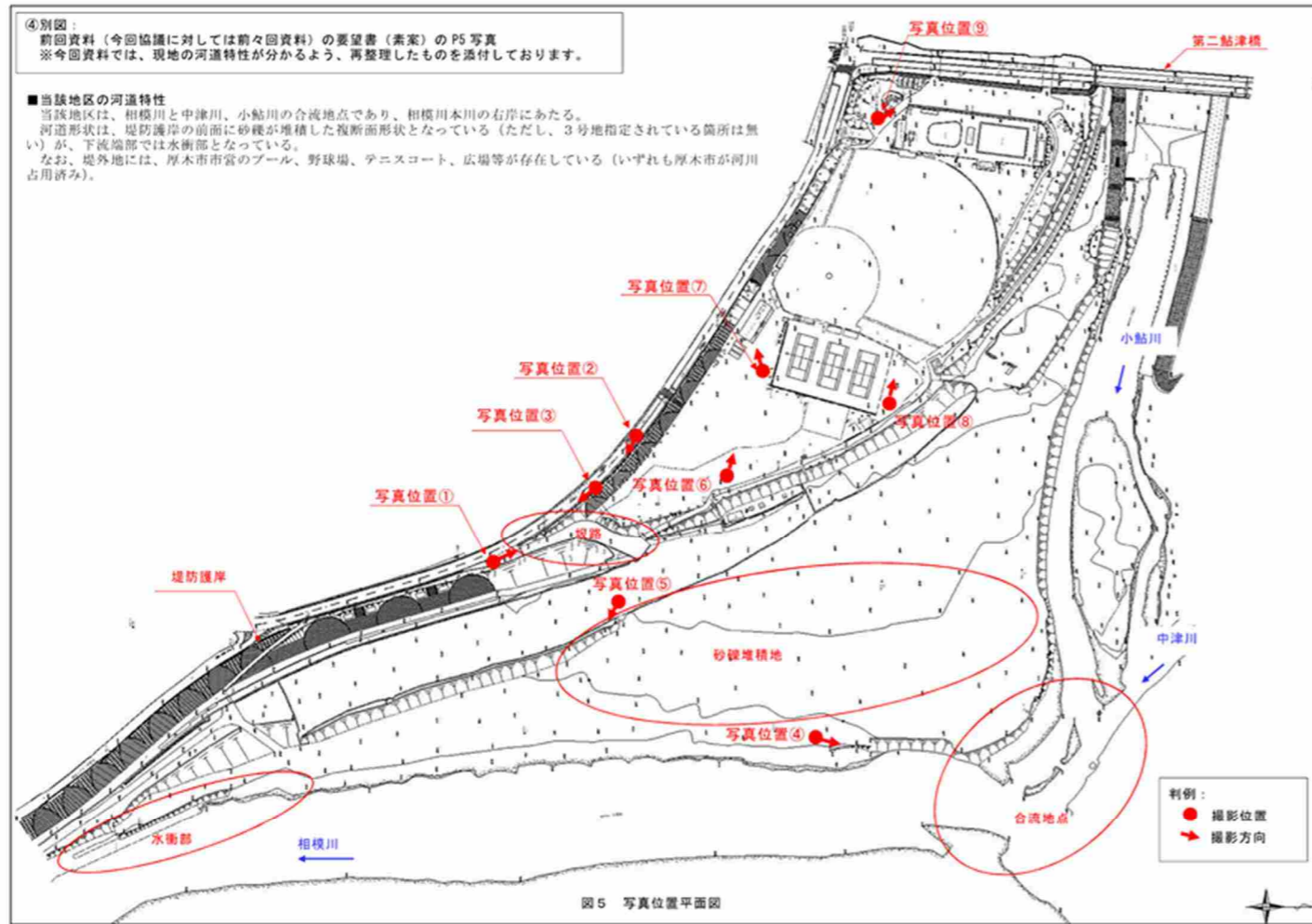


図3 全体位置図



■参考資料「河川空間のオープン化の区域指定」要望書にかかる添付資料



■参考資料「河川空間のオープン化の区域指定」にかかる協議説明資料

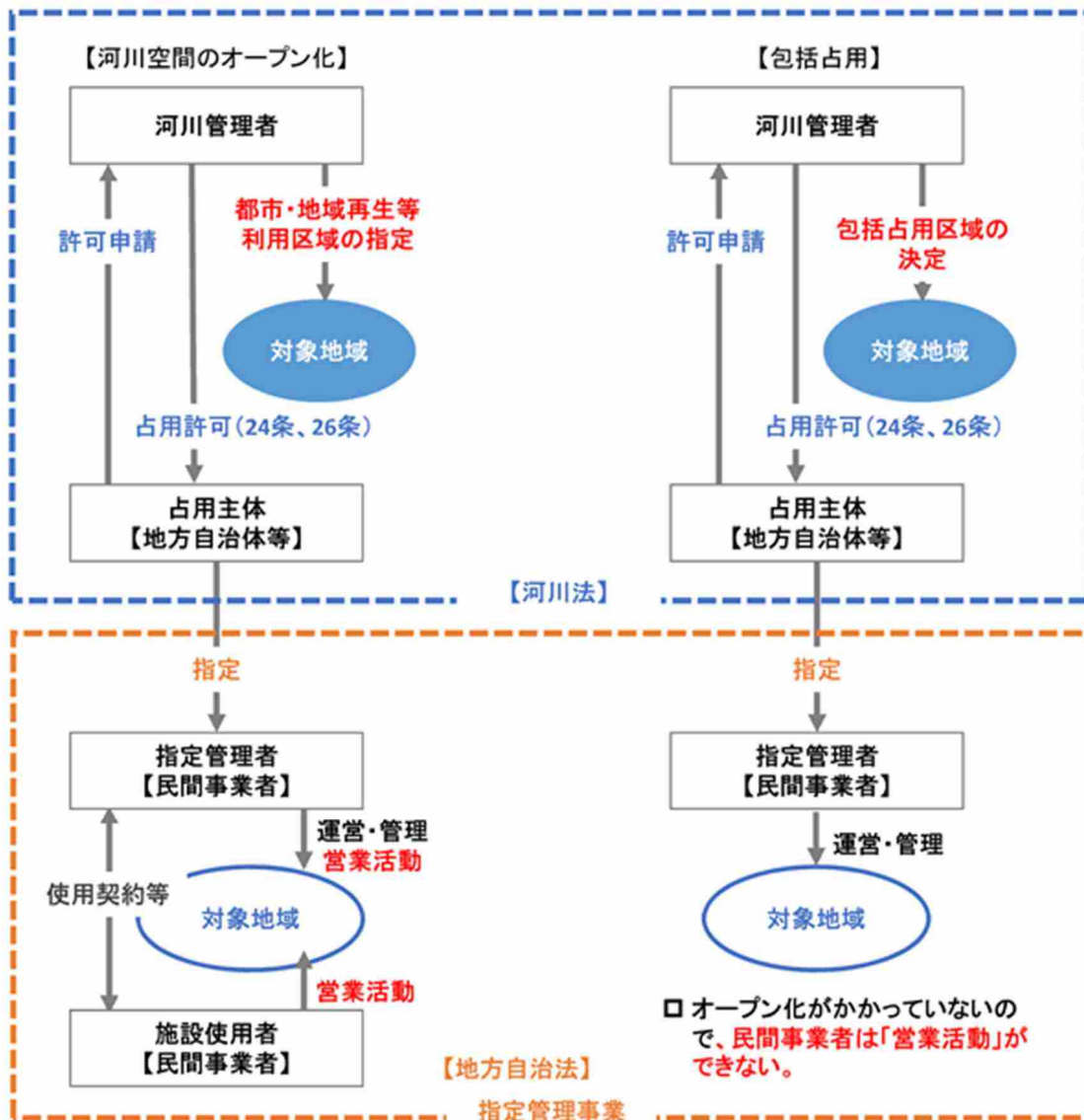
【事業コンセプト】 解放感とひらめきをもたらす 新・日常空間

⇒事業コンセプトの実現のため、対象地域での民間事業者の営業活動を可能にしたい。

■本事業において、民間事業者の営業活動が求められる理由 ～どんな場所にしたいのか～

- ・ 良好な河川空間を恒常的に保全するため、本事業で得られる収益の一部を活用する仕組みづくり。
- ・ 地域住民が日常的に憩い活動する場として、魅力的な空間を創出するためには、飲食提供や備品貸出などのコンテンツの充実が必要。
- ・ 民間事業者がノウハウを活用し、多様な魅力を創出する場としての整備・運営。
- ・ 飲食事業者や物販事業者など、地元事業者が活躍する場としての整備・運営。

民間事業者が、河川空間において営業活動を実施するためには、「河川空間のオープン化」が必須。



■参考資料「河川空間のオープン化の区域指定」にかかる協議説明資料

・想定添付図面および資料

- ①河川区域線が分かる平面図（河川区域図）
- ②別図：前回資料（今回協議に対しては前々回資料）の要望書（素案）のP3位置図
- ③別図：前回資料（今回協議に対しては前々回資料）の要望書（素案）のP4位置図
- ④別図：前回資料（今回協議に対しては前々回資料）の要望書（素案）のP5写真

①河川区域線が分かる平面図（河川区域図）

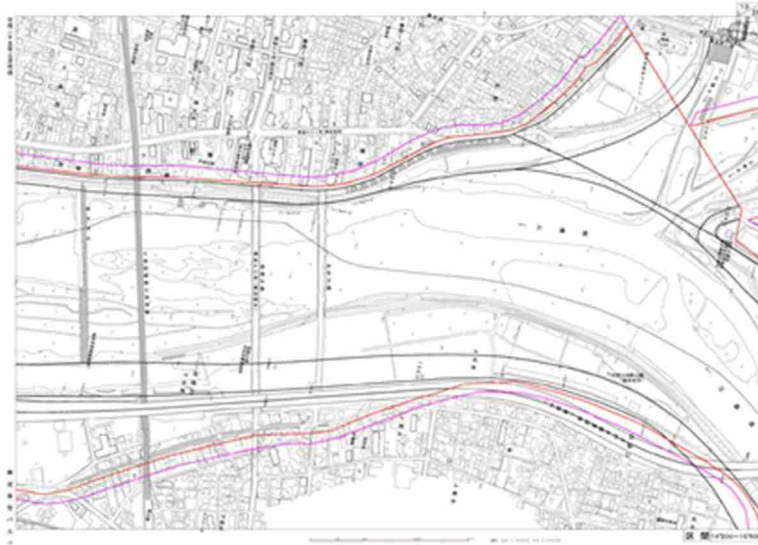


図1 平面図（相模川）



※小鮎川の河川区域図は、紙原本のみの資料となっているため、最終提出する要望書では、相模川管理図のCADデータにトレースにより重ねた図面を作成し添付図することを想定している。
※トレースする線の位置は、座標管理されていないため、参考位置となっている旨を明記させていただく。

図2 平面図（小鮎川）

■参考資料「河川空間のオープン化の区域指定」にかかる協議説明資料

資料 2

【別添資料_3】

■都市・地域再生等利用区域の指定に係る要望書に添付を想定している図面

1. 本資料の主旨について

河川空間のオープン化に際し河川管理者に提出する都市・地域再生等利用区域の指定に係る要望書において添付が必要となる申請図面の種類、水準の確認させていただく。

2. 要望書に添付を想定している図面

(1) 前回河川管理者協議（2021/08/30）議事録当該項目の抜粋

- ・区域指定の要望書を提出するにあたり、必要な図面等があれば内容をご教示いただきたい。（厚木市）

⇒図面としては、要望書に添付していただくものとして、**河川区域線が分かる平面図（河川区域図）**が必要である。また、別図として、**「区域が指定されているもの、場所が特定できるもの」**が必要である。（位置図、現況写真）（参照：前回資料の要望書（素案）の P3、P4 位置図、P5 写真）

これは、河川管理者として、区域指定が為された後、区域指定の公表を行う際に必要な書類である。

8.1.5 河川空間のオープン化の区域指定要望についての検討手順

神奈川県管理河川における「河川空間のオープン化の区域指定」の要望を行うにあたっての検討手順を示す。

(1) 検討にあたっての着眼点

河川空間のオープン化の要望にあたっては、指定を得ようとする計画が、「①地域の合意が図られていること」、「②通常の占用許可でも満たすべき基準に該当すること」、「③都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること」を満たす必要がある。

また、神奈川県管理河川では、現状、占用主体は自治体又は公的機関のみを希望している。

このため、河川占用者を「市町村」、地域の合意を「河川利用調整協議会における同意」とし、「河川空間のオープン化」に必要な検討手順及び河川管理者協議に必要な資料について整理した。

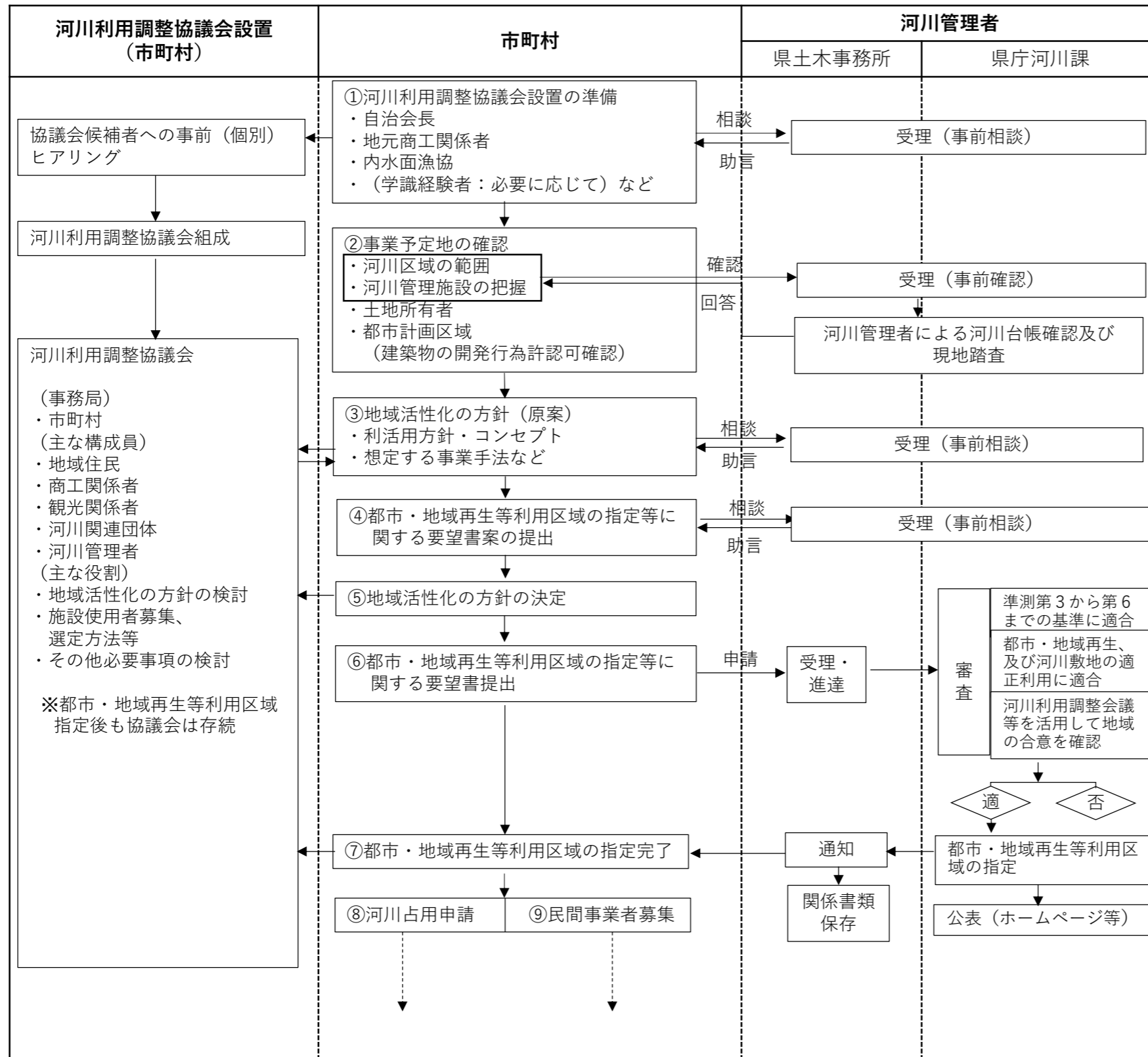
(2) 河川空間のオープン化の要望についての検討手順一覧

整理した手順一覧について、次頁に示す。

なお、河川空間のオープン化の区域は、河川法第24条の河川占用許可準則の適用事項であるため、区域指定にあたり当該地が河川管理者の権原の及ぶ土地であるか否かの確認が必要となる（区域指定は、「河川管理者の権原の及ぶ土地」のみである）。

○河川空間のオープン化区域指定の流れ（神奈川県管理河川の場合）

○河川管理者協議に必要な資料



- 河川利用調整協議会設置の準備
 - 事業計画案の分かる資料（事業計画書等）
 - 河川利用調整協議会の組成案
- 事業予定地の確認
 - 事業計画区域の想定範囲平面図、現況写真等
 - 河川区域や河川管理施設の位置及び範囲が分かる資料（河川台帳、河川管理施設台帳、河川距離標座標等）
 - 土地登記簿謄本、公図
 - ⇒都市・地域再生等区域の指定は、河川管理者の権原の及ぶ土地のみ
- 地域活性化の方針（原案）
 - 利活用方針、コンセプトが整理された利活用想定図の案
 - 利活用方針が、河川整備計画及びその他河川計画と整合が図れていることを確認する資料
 - 想定する事業手法が整理された資料
- 都市・地域再生等利用区域の指定等に関する要望書案の提出
 - 要望書素案1式
 - 要望書（河川の名称、場所、利用計画の概要（河川敷地の適正な利用）、他の者の利用との調整、景観及び環境との調整等、地域の合意等、その他参考となるべき事項（事業スケジュール））
 - 添付図面（河川区域の記載された現況平面図、位置図（全体位置図、対象区域位置図）、現地状況の記載された写真位置図、都市・地域再生等利用区域平面図）
- 地域活性化の方針の決定
- 都市・地域再生等利用区域の指定等に関する要望書の提出
 - 要望書1式
 - 要望書（河川の名称、場所、利用計画の概要（河川敷地の適正な利用）、他の者の利用との調整、景観及び環境との調整等、地域の合意等、その他参考となるべき事項（事業スケジュール））
 - 添付図面（河川区域の記載された現況平面図、位置図（全体位置図、対象区域位置図）、現地状況の記載された写真位置図、都市・地域再生等利用区域平面図）
 - 地域合意が図られたことが確認できる資料（河川利用等調整協議会議事録等）
- 都市・地域再生等利用区域の指定完了
 - 都市・地域再生等利用区域の指定完了通知

※赤字資料：市町村⇒河川管理者へ提出
 青字資料：河川管理者⇒市町村へ提供
 緑字資料：市町村内部資料

8.2 河川占用協議に係る図面作成

本業務では、河川空間のオープン化及び河川占用に係る協議実施に使用することを想定した図面を作成する。なお、本図面は、今後想定される実施設計業務等の民間事業者公募の際の参考資料としての活用も想定する。

8.2.1 施設整備計画諸元の設定

本業務において作成する図面は、過年度に実施された基本設計である「相模川水辺ふれあい拠点基本設計業務（平成30年3月）」を基本的に踏襲するが、地元要望や河川管理者との協議を踏まえて変更した内容や、「河川管理施設等構造令」、「工作物設置許可基準」等で見直しが必要と考えられる内容について、施設の整備計画諸元を設定する。

本業務において設定した施設整備計画諸元を次のとおり示す。

表 8.2-1_本業務において設定した施設整備計画諸元一覧

施設名	本業務において設定した施設整備計画諸元
①給排水施設	<ul style="list-style-type: none"> 取水ポンプからじゃぶじゃぶ池までの給水路位置、じゃぶじゃぶ池から既存マンホールポンプまでの排水路の位置について設定 配管位置は、既存の盛土法尻から盛土への影響及び埋設管の管理スペースとして1.0mの離隔を確保し設定 ※埋設深さについては、本業務で設定していないが、現況地盤高から最低土被り0.6m以上を確保する。具体的な数値は河川占用協議により決定する必要がある。 排水路については、中継用のマンホールポンプ1基、汚水貯留槽1基、パーベキュー施設の洗い場設置を想定
②アスレチック (大型遊具設置)	<ul style="list-style-type: none"> 安全稼働範囲を含めて40m×40mの範囲を設定 遊具基礎は、一般的な高水護岸の根入れ深さ0.5mの確保を想定するが、具体的な数値は河川管理者との河川占用協議により決定する必要がある。
③じゃぶじゃぶ池	<ul style="list-style-type: none"> じゃぶじゃぶ池の位置は、基本設計の位置から取水ポンプに近い位置に変更 石張（法面保護部）及び底版コンクリートの構造形式については、洪水時の流水に対し安定する構造物とする必要があるため、河川構造物（根固め工）と同等の部材厚とし構造諸元を設定 ※石張（法面保護部）の根入れについては、底版コンクリートを根固め高と同等機能としているため、不要と設定
④階段護岸	<ul style="list-style-type: none"> 階段護岸工の基礎は、一般的な高水護岸の根入れ深さ0.5mと設定
⑤木道	<ul style="list-style-type: none"> 木道の線形は、洪水時の流水影響を考慮し、相模川及び小鮎川の現況河道法線に沿った線形で設定 木道通路面の高さについては、洪水時の流水影響を考慮し、現況砂礫地の地盤高と同等と設定 木道基礎の根入れについては、一般的な低水護岸の根入れ深さと同等の1.0mと設定
⑥川床	<ul style="list-style-type: none"> 川床の位置は、洪水時に上流側からの流木等の流出の恐れが少ない小鮎川位置に設定 床版上面の高さについては、洪水時に流水阻害とならない高さ（現況川床高から0.5m）と設定 ※通常時の水深は約0.3m程度であるため、可能な限り通水部に触れ合うことが可能な高さとして設定
⑦鮎のつかみ取り施設	<ul style="list-style-type: none"> 鮎のつかみ取り施設の位置及び範囲は、過年度に実施されている社会実験位置及び範囲を踏襲し設定

計画平面図 S=1:1000

令和3年度 相模川水辺ふれあい拠点調査検討業務委託

厚木市厚木地内



図 8.2-1_施設整備計画諸元の概要図

工事場所	厚木市厚木地内	
工事名	令和3年度 相模川水辺ふれあい拠点調査検討業務委託	
図面名	計画平面図	
縮尺	1:1000	図面番号
厚木市役所 河川ふれあい課		

8.2.2 作成図面

本業務において作成した図面の内容一覧について、次のとおり示す。

表 8. 2-1_本業務において作成した図面の内容一覧

	図面名	枚数	図面の役割と内容
1	現況平面図	1 枚	民間事業者が現地状況（現況地形や現況設備）を把握するために必要な図面 ・平面地形図に現況施設（野球場やプールなど）の施設配置を整理した平面図 ・平面地形図に現地現況設備（水道や配管など、現地確認できる設備）の設備配置を整理した平面図
2	現況縦断図	1 枚	民間事業者が現地状況（計画高水位）を把握するために必要な図面 ・現況縦断図に計画高水位、計画堤防高を記載した縦断図
3	現況横断図（1）～（6）	6 枚	民間事業者が現地状況（現況地盤高と計画高水位、計画堤防高等）を把握するために必要な図面 ・現況横断図に計画高水位、堤防定規断面を記載した横断図
4	計画平面図	1 枚	河川占用協議及び民間事業者の公募時参考資料に必要な図面 ・施設整備の概要（平面配置）を整理した平面図
5	計画横断図（1）～（6）	6 枚	河川占用協議及び民間事業者の公募時参考資料に必要な図面 ・計画高水位、計画堤防高、河川管理施設等構造令や工作物設置許可基準等の基準を踏まえた施設の概略位置を示した横断図
6	じゃぶじゃぶ池一般図	1 枚	河川占用協議及び民間事業者の公募時参考資料に必要な図面 ・親水施設（じゃぶじゃぶ池）の平面及び断面図
7	階段護岸一般図	1 枚	河川占用協議及び民間事業者の公募時参考資料に必要な図面 ・階段護岸工の平面図及び標準断面図
8	木道一般図	1 枚	河川占用協議及び民間事業者の公募時参考資料に必要な図面 ・木道の平面図及び標準断面図
9	川床一般図	1 枚	河川占用協議及び民間事業者の公募時参考資料に必要な図面 ・川床の平面図及び標準断面図
10	鮎のつかみ取り施設一般図	1 枚	河川占用協議及び民間事業者の公募時参考資料に必要な図面 ・鮎つかみ取り施設の平面図、正面図
11	都市・地域再生等利用区域平面図	1 枚	河川法第 2 4 条の河川占用許可準則に基づく河川空間のオープン化に必要な図面 ・「都市・地域再生等利用区域」の申請範囲を示した平面図
12	整備イメージのパース図	5 枚	河川占用協議及び民間事業者の公募時参考資料に必要な図面 ・全体整備イメージの概要を示した図（鳥瞰図 2 枚、カット 2 枚計 4 枚）
13	大型遊具（アトラクション施設）のイメージ図（参考図）	7 枚	河川占用協議及び民間事業者の公募時参考資料に必要な図面 ・大型遊具（アトラクション施設）の整備イメージ概要を示した図
14	桜栈敷（ワーケーション施設）イメージ図（参考図）	3 枚	河川占用協議及び民間事業者の公募時参考資料に必要な図面 ・桜栈敷の平面及び立面の概要、設置イメージを示した図面
15	コンテナハウスイメージ図（参考図）	1 枚	河川占用協議及び民間事業者の公募時参考資料に必要な図面 ・コンテナハウスの平面及び立面の概要を示した図面
16	機能図	1 枚	河川占用協議及び民間事業者の公募時参考資料に必要な図面 ・本事業地に求められる利活用機能を示した平面概要図

8.3 民間事業者の事業内容を踏まえた河川占用協議の内容及び工程

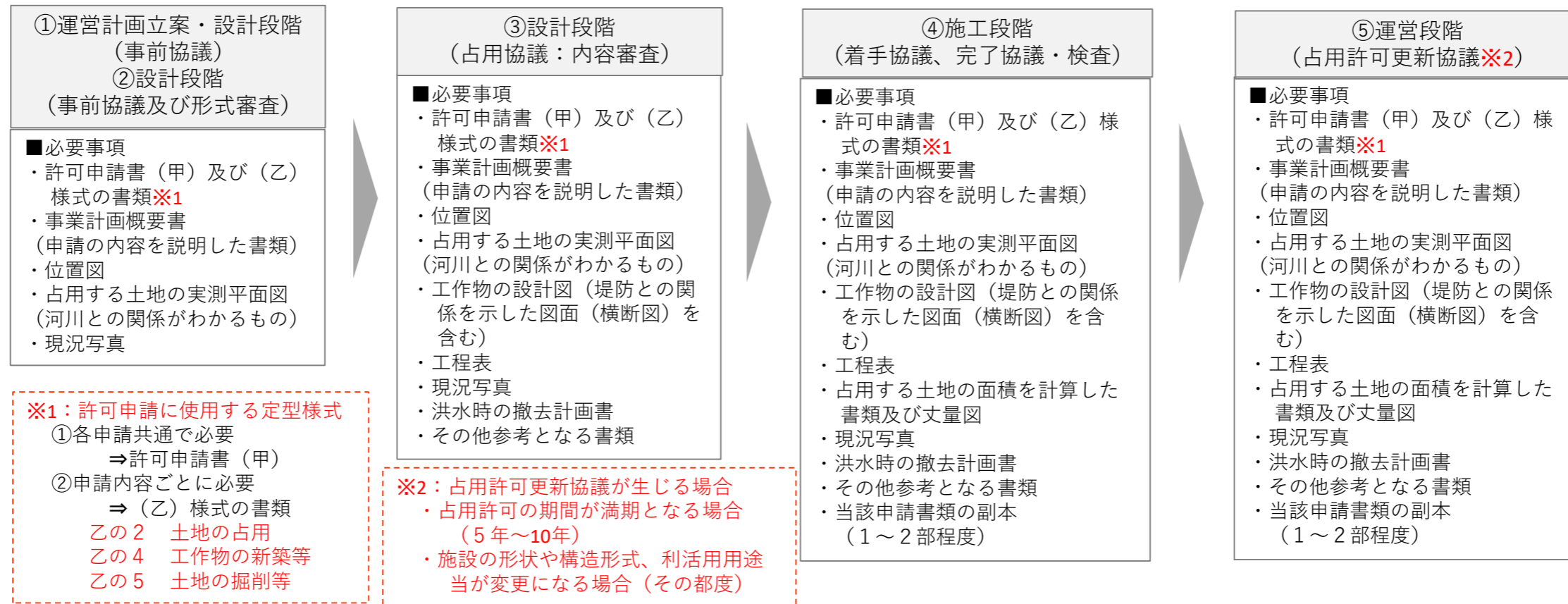
8.3.1 事業計画策定時に留意すべき河川占用協議の内容及び工程

「2.3.2 制約条件に対する課題の整理」を踏まえ、民間事業者が事業計画策定時に留意すべき河川占用協議の内容及び工程について、設計・施工・運営の段階ごとに整理した一覧を次のとおり示す。

※本事業における河川占用主体は厚木市を想定している。

※河川占用協議の過程において民間事業者に想定される役割は、各協議段階で必要となる資料作成や技術的アドバイス及び工作物設置に係る提案となる。

■民間事業者の事業工程を踏まえた河川占用関連協議の内容及び工程



■協議の要点

①河川法第24条(土地の占用の許可)
 河川敷地占用許可準則の一般的基準より、「治水上、利水上の支障を生じないこと、他者の利用を著しく妨げないこと、河川整備計画などに沿ったものであること等」の整理が必要。
 ⇒事業計画書等に対応。治水上、利水上の支障に対し指摘を受ける場合は、準二次元不等流解析による水位や流速等の証明が必要となる。

②河川法第26条第1項(工作物の新築等の許可)
 工作物設置許可基準の許可方針より、工作物の設置が以下に該当し、かつ、必要やむを得ないと認められることの整理が必要。
 ・河川区域に設ける以外に方法がない又は河川区域に設置することがやむを得ないこと。
 ・治水・利水上支障がなく、かつ他の工作物に影響を与えないこと。
 ・周辺土地利用の状況、景観、その他の自然的及び社会的環境を損なわないこと。 等
 ⇒仮設構造物の場合は、図面及び洪水時の撤去計画書で対応。本設構造物の場合は、構造計算書や図面等による構造物の安定性の証明、準二次元不等流解析による水位や流速等の証明が必要となる。また、仮設構造物、本設構造物ともに「河川管理施設等構造令」と「工作物設置許可基準」に準拠する必要がある。

③河川法第27条第1項(土地の掘削等の許可)
 土地の掘削等の許可の審査基準より、「掘削等により生じる流水の変化により、河川管理施設、許可工作物を損傷するおそれや、河川の流水に著しい汚濁を生じさせ、他の河川使用者の河川の仕様を著しく阻害するなど、河川管理上著しい支障を生じるものではないこと等」の整理が必要。
 ⇒一時使用の場合は、2Hルール等の順守等により既存施設の安定に問題の無い図面等を提出することで対応。通常占用の場合は、一時使用の場合の対応と併せ、必要に応じ準二次元不等流解析による水位や流速等の証明が必要となる。

8.4 河川占用協議資料整理

8.4.1 河川占用協議資料

本項目では、事業履行に必要な河川占用協議資料について整理する。

- 事業履行に必要な河川協議資料
 - ・河川法第24条占用許可申請書
 - ・河川法第26条占用許可申請書
 - ・河川法第27条占用許可申請書
 - ・工事着手届
 - ・河川工事施行承認申請書

※各占用協議資料（申請書）の添付資料については、位置図、実測平面図、縦断図・横断図、施設構造図、求積図、設計書、工程表等がある。

※添付資料の詳細については、河川占用協議時に河川管理者に確認し作成が必要である。

各申請書の様式について、次頁以降に示す。

●河川法第 24 条申請

別記様式第八（甲）

許 可 申 請 書

年 月 日

神奈川県厚木土木事務所長 殿

〒
(申請者) 住 所
氏 名
電 話

別紙のとおり河川法第 24 条の許可を申請します。

(申請手続担当者連絡先)
担当課名
担当者名
電 話

備考 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること

(乙の2)

(土 地 の 占 用)

1 河川の名称

一級河川 川 左岸・右岸・左右岸

2 占用の目的及び態様

3 占用の場所

4 占有面積

5 占用の期間

(許可日から)

年 月 日から

年 月 日まで

備考1 「占用の目的及び態様」については、田、畑、運動場、公園等を設置する等のため使用する旨を掲載し、さらにその使用方法の概要を記載すること。

2 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

●河川法第 26 条申請

別記様式第八（甲）

許 可 申 請 書

年 月 日

神奈川県厚木土木事務所長 殿

〒

（申請者） 住 所

氏 名

電 話

別紙のとおり河川法第 26 条の許可を申請します。

（申請手続担当者連絡先）

担当課名

担当者名

電 話

備考 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること

(乙の4)

(工作物の新築、改築、除却)

- 1 河川の名称
一級河川 川 左岸・右岸・左右岸
- 2 目的
- 3 場所
- 4 工作物の名称又は種類
- 5 工作物の構造又は能力
- 6 工事の実施方法
直 営 ・ 請 負
- 7 工 期
(許可日から)
年 月 日から
年 月 日まで
- 8 占用面積
- 9 占用の期間
(許可日から)
年 月 日から
年 月 日まで

- 備考1 「(工作物の新築、改築、除却)」の箇所には、該当するものを記載すること。
- 2 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地における工作物の新築、改築、または除却にあつては、「占用面積」及び「占用の期間」については、記載しないこと。
 - 3 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

●河川法第 27 条申請

別記様式第八（甲）

許 可 申 請 書

年 月 日

神奈川県厚木土木事務所長 殿

〒
(申請者) 住 所
氏 名
電 話

別紙のとおり河川法第 27 条の許可を申請します。

(申請手続担当者連絡先)
担当課名
担当者名
電 話

備考 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること

(乙の5)

(土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採)

- 1 河川の名称
一級河川 川 左岸・右岸・左右岸
 - 2 行為の目的
 - 3 行為の場所及び行為に係る土地の面積
 - 4 行為の内容
 - 5 行為の方法
 - 6 行為の期間
(許可日から)
年 月 日から
年 月 日まで
- 備考1 「(土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採)」の箇所には、該当するものを記載すること。
- 2 「行為の内容」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 土地の形状を変更する行為にあつては、掘削、盛土、切土その他の行為の種類及び掘削又は切土の深さ、盛土の高さ等を記載すること。
 - (2) 竹木の栽植又は伐採にあつては、竹木の種類及び数量を記載すること。
 - 3 「行為の方法」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 機械を使用して土地の形状を変更する場合にあつては、その機械の種類、能力及び数を記載すること。
 - (2) 行為に係る土石等の搬出又は搬入の方法及び経路を付記すること。
 - 4 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

●工事着手届

工 事 着 手 届

許可年月日及び番号	年 月 日 神奈川県指令●●土第 号
工事施工位置	
工 事 名	
工事施工期間	年 月 日 着手 年 月 日 完成
工事請負者	

上記のとおり工事に着手しますので、届け出ます。

年 月 日

申請者名

現場責任者名

連絡先

神奈川県厚木土木事務所長 殿

備考 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の職・氏名を記載すること。

●河川工事施行承認申請書

河川工事施行承認申請書

年 月 日

神奈川県厚木土木事務所長 殿

〒

(申請者) 住所

氏名

連絡先

(申請手続担当者連絡先)

担当課名

担当者名

電 話

次のとおり、河川法第 20 条の承認を申請します。

1. 河川の名称 一級河川 川 左岸・右岸・左右岸
2. 目 的
3. 場 所
4. 施設又はしゅんせつ等の面積
5. 施設の構造又は能力
6. 工事の実施方法
7. 工 期 承認の日から 日間
8. 施設を河川管理者に寄付する意思の有無 あり ・ なし

備考 1 位置図、実測平面図、縦・横断面図、施設構造図、求積平面図、設計書及び工事仕様書を添付してください。

2 実測平面図には、工事箇所及び付近の河川管理施設その他の重要な施設を明示し、かつ、工事をしようとする場所の現況を明らかにしてください。

3 維持工事及び設計変更の承認申請にあっては、維持及び変更をしない部分についても図示するものとし、かつ、維持及び変更前のものを赤色で図示してください。

4 国有の土地以外の土地において工事を行う場合にあっては、当該土地について申請者が所有権等を有すること若しくはそれを取得する見込みが十分であること又は当該土地所有者等の同意があることを示す書面を添付してください。

5 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

8.4.2 兼用工作物協定締結協議資料

本項目では、河川管理施設と機能を兼用する工作物の兼用範囲を取り決めるために必要な兼用工作物協定締結協議資料について整理する。

- 準拠する基準

- ・ 堤防と道路との兼用工作物管理協定（準則）について

※なお、本事業地では、河川堤防護岸（階段護岸部、法枠部）、坂路、車止め、について河川管理施設と機能を兼用する工作物となる。

※機能の兼用範囲と様式の詳細については、河川占用協議と並行して必要に応じ実施する。

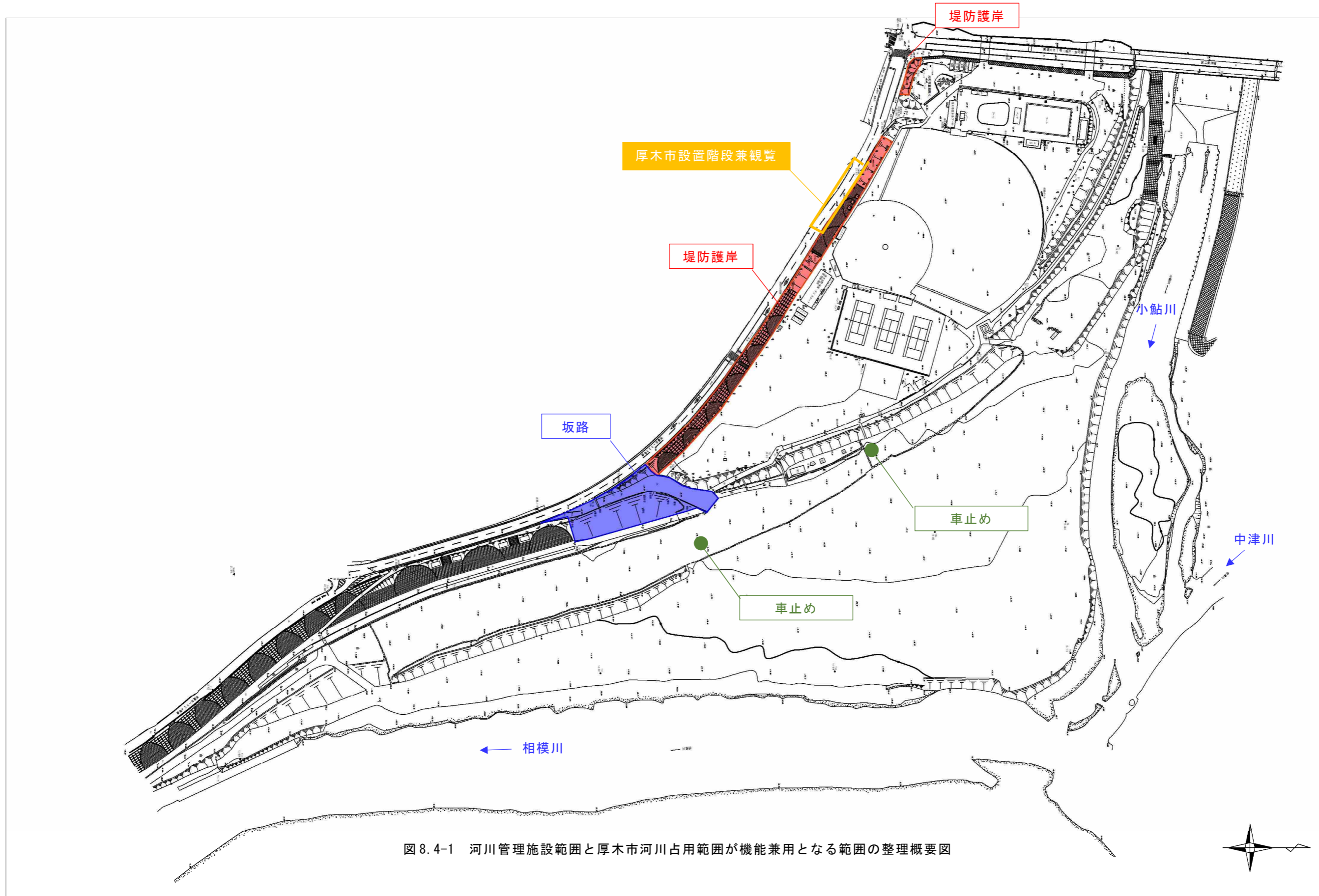


図 8.4-1 河川管理施設範囲と厚木市河川占用範囲が機能兼用となる範囲の整理概要図

第9章 SDGs への取り組み

9.1 SDGs への取り組み検討	9-1
9.1.1 SDGs について	9-1
9.1.2 本事業での取り組み	9-3

9.1 SDGs への取り組み検討

9.1.1 SDGs について

(1) SDGs の概要

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略称であり、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。

17のゴール169のターゲットから構成されている。



図 9.1-1_SDGs 17 の開発

(2) 厚木市の取り組み

厚木市では市民が気軽に SDG s に関する取り組みやボランティア活動に参加でき、参加状況に応じて市内店舗等からお得なサービスを受けることができる「まちのコインアユモ」の運用を行っており、市民の SDG s に対する意識醸成や SDG s の取り組みの見える化を行っている。

厚木市における目標別貢献度割合では「パートナーシップで目標を達成しよう」が 17%、「住み続けられるまちづくりを」が 16%、「つくる責任 つかう責任」が 9%と上位 3 項目が全体の 4 割以上を占めている。

一方で、「ジェンダー平等を実現しよう」「安全な水とトイレを世界中に」の 2 項目においては活動状況が 0%となっている。(2022 年 2 月 18 日時点)



図 9.1-2_まちのコインアユモ SDGsへの取り組み



図 9.1-3_まちのコインアユモ内での SDG s に関する取り組み状況

9.1.2 本事業での取り組み

(1) 本事業で想定されるSDGs 目標別取り組み一覧

本事業において想定される目標別の取り組み一覧及び、すでにまちのコイン「アユモ」で実施されているSDGsに資する取り組み内容について下記に整理する。また、本事業で想定される取り組みについては設置目的や地域特性を活かした内容とする。

表 9.1-1_本事業で想定されるSDGs 目標別取り組み一覧



目標	取り組み案	まちのコイン「アユモ」で実施されている厚木市内の取り組み
1. 貧困をなくそう	・生産過程や流通、フードロスに関する食農教育イベントの開催	・「居酒屋ながい」廃棄予定の魚のあらをプレゼント
2. 飢餓をゼロ	・バーベキュー事業においてリサイクル飼料を食べて育った豚肉の販売 ・食べたい量、食べられる量が選べるバーベキューセットの販売によるフードロス削減	・えどや豚は、リサイクル飼料（余剰食品を再加工した飼料）を食べて育った豚肉です。日本の古き良き習慣「もったいない」を実践しています。
3. すべての人に健康と福祉を	・敷地内の完全分煙による副流煙の健康被害リスクの防止	-
4. 質の高い教育をみんなに	・インクルーシブ遊具や知育遊具等の導入による、誰でも遊びながら学べる環境づくり	-
5. ジェンダー平等を実現しよう	・性別、年齢での雇用制限を行わない、多様な働き方の推進	-
6. 安全な水とトイレを世界中に	・水生生物の生態系保護に関する自然環境教育イベントの開催 ・水を使わない微生物分解トイレの導入 ・油汚れや洗剤を川に流さないための、上下水の完備	-
7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに	・外灯、飲食施設等へのクリーンエネルギー（太陽光発電）の導入	-
8. 働きがいも経済成長も	・若者や障害者を含む全ての男性及び女性の雇用機会の創出 ・地域の飲食事業者とのコラボレーション企画の実施（バーベキューレシピ開発等） ・厚木市の特産品を用いた飲食メニューの提供	・就労継続支援B型事業所で販売用に作成したフラワーアレンジメントの残ってしまったものをプレゼント
9. 産業と技術革新の基盤をつくろう	・建設工事における、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大 ・Wi-Fiを完備するなど、リモートワーク、ワーケーションに必要な環境整備	-
10. 人や国の不平等をなくそう	・年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、誰でも利用できる施設ルールづくり	-
11. 住み続けられるまちづくりを	・河川敷のクリーンボランティアの募集とそれに伴うサービス提供（バーベキュー割引券配布等）	・厚木市まちなか活性化プロジェクト本厚木駅周辺の「にぎわい美化清掃」の開催。
12. つくる責任 つかう責任	・生産過程で余剰になってしまった食物等をバーベキュー施設にて有効利用 ・中古コンテナを活用した、飲食施設、バーベキュー施設、倉庫等の整備 ・バーベキュー施設、飲食施設においてマイボトルサービスの実施	・「訪問美容 美容室ヘアー110」お客様から寄付を受けた食器をご来店時に差し上げます。
13. 気候変動に具体的な対策を	・災害時の防災機能を兼ね備えた、施設整備 （クリーンエネルギーによる電源の確保、防災かまどの導入等） ・災害時にキッチンカー（コンテナハウス）を活用した安心安全な料理の提供	・環境配慮ガス機器の購入推進
14. 海の豊かさを守ろう	・流水部のクリーンボランティアイベントの開催 ・バーベキューで排出されるゴミ及び汚水の適正管理	・「居酒屋ながい」廃棄予定の魚のあらをプレゼント
15. 陸の豊かさを守ろう	・豊かな河川空間ならではの自然環境学習イベントの開催（野鳥観察講座等） ・オオキンケイギク等の外来種の駆除、根絶	・ソーラーシェアリングの落合農園での農作業支援
16. 平和と公正をすべての人に	・非差別的な利用ルールの推進	-
17. パートナリシップで目標を達成しよう	・効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップの実現 （公共、事業者、市民が一体となったSDGsイベントの開催等）	-

(2) 本事業で想定される取り組み案

表 9.1-2_本事業で想定される【12. つくる責任 つかう責任】の取り組み例

目標	12. つくる責任 つかう責任
概要	バーベキュー施設、飲食施設においてマイボトルサービスの実施
取り組み内容	<p>■実施場所 バーベキュー施設</p> <p>■取り組み内容（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川敷でのバーベキュー施設運営はゴミ処理が課題となっていることから、極力ゴミを排出しないバーベキュー施設の運営を行う。 ・提供する際の食器を本格的なキャンプ用品を使用することで、使い捨て容器の使用を減らすだけでなく、本格的なキャンプ用品がレンタルできることで、これから本格的にキャンプ及びバーベキュー用品を揃えていきたいライト層への訴求も期待できる。 ・実際にレンタルした食器は、購入することもでき、購入した食器を持参した場合は次回からバーベキューの利用料金の割引を行う。
イメージ	 <p>写真：提供食器イメージ（WILD - 1 厚木店撮影協力）</p>

表 9.1-3_本事業で想定される【13. 気候変動に具体的な対策を】の取り組み例

目標	13. 気候変動に具体的な対策を
概要	災害時にキッチンカー（コンテナハウス）を活用した安心安全な料理の提供
取り組み内容	<p>■実施場所 キッチンカー（コンテナハウス）</p> <p>■取り組み内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時にはライフラインが機能しなくなる可能性が高く、生鮮食品や冷凍食品が廃棄されてしまう恐れがある。 ・災害時には当該地域で設置予定のキッチンカー（コンテナハウス）を避難所等に移動させ、廃棄になってしまう生鮮食品を使った、料理の提供を行う。 ・また、有事の際には電源の確保が困難になることから、走行中に発電の出来るサブバッテリーや太陽光発電機能を搭載することが考えられる。
イメージ	<p>災害時にキッチンカーを活用し加熱調理された安心・安全な食事を提供（大阪府大東市）</p> <p>東日本大震災発生後、避難所では連日多くの方々が菓子パン等の非加熱食品を食されることが目立ち、電気・ガス等のライフラインが機能しないことからスーパー等では使われない食材や冷凍食品が大量に廃棄されることとなった。</p> <p>こういったことを教訓とし、大阪府大東市は多くのキッチンカーを保有・運用する株式会社エースケータリングと連携協定を締結。</p> <p>この協定により大東市では、災害発生時にはキッチンカーが避難所等に駆けつけ、加熱調理された温かい食事の炊き出し、提供が可能となった。</p> <p>もちろんこの炊き出しの恩恵は、地域を訪問していた観光客も地域住民と同様に受けることができ、旅行先における災害発生時の不安低減にも一役買うことができる。</p> <p>【災害時におけるキッチンカーの強み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外での強み：ライフラインがストップした際でも、キッチンカー1台で電気、ガスを使用した食事の提供が可能。 ・円滑な飲食提供：キッチンカーのスタッフは、日頃から屋外での調理に慣れているため、災害時に避難所等での円滑な対応が可能。 ・安全・安心：屋外調理における衛生法及び消防法に基づいた作業を行うことにより、安全で安心な食事を提供可能。 ・生産力：平素は、人が多く集まるイベント会場での営業も行っているため、屋外での大量生産も可能。 ・食品ロス対策：災害発生後、スーパー等で廃棄を待つだけの食材を有効活用することも可能。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>国土交通省：持続可能な観光の実現に向けた先進事例集 2020 年度抜粋</p>

第10章 相模川三川合流点地区利用調整協議会運営支援

10.1 相模川三川合流点地区利用調整協議会の運営支援.....	10-1
10.1.1 相模川三川合流点地区利用調整協議会の目的、意義の整理.....	10-1

10.1 相模川三川合流点地区利用調整協議会の運営支援

河川空間のオープン化には、「地域の合意」を得ることが要件となっている。厚木市では、地元自治会をはじめとした市内関係団体の代表者、河川管理者等で相模川三川合流点地区利用調整協議会を組成し、事業方針を説明したうえで合意を図ることとした。

相模川三川合流点地区利用調整協議会の組成の経緯及び開催内容について、次のとおり整理する。

10.1.1 相模川三川合流点地区利用調整協議会の目的、意義の整理

(1) 地域合意の必要性

河川法第 24 条準則において、河川空間のオープン化の区域指定には「地域住民の合意」が必要であることが規定されている。

(第二十二 都市・地域再生等利用区域の指定等)

5 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定（都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占用主体の指定を含む。第 7 項において同じ。）をしようとするときは、あらかじめ、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意を図らなければならない。

(2) 相模川三川合流点地区利用調整協議会の目的

本事業では、相模川三川合流点地区利用調整協議会の目的について、次のとおりに定めた。

【相模川三川合流点地区利用調整協議会の目的】

協議会は、一級河川相模川、中津川、小鮎川の三川が合流する河川敷地（相模川三川合流点地区）における、都市及び地域の再生等のために利用する施設について、地域住民・民間の創意工夫等を最大限活かし、地域の活性化に資する空間として活用するため、施設の整備及び運営内容に対し、地域の合意を図ることを目的とする。

協議会で合意を得る必要のある項目については、次のとおりである。

- ・ 区域：治水上、利水上使用のない区域を指定
- ・ 占用方針：施設・許可方針
- ・ 占用主体：公的主体のほか、営業活動を行う事業者等も可能

(3) 相模川三川合流点地区利用調整協議会の委員選定

相模川三川合流点地区利用調整協議会の委員は、地元厚木北地区の自治会及び、本事業の内容に関係する市内関係団体の代表に加え河川管理者である神奈川県によって組成することとする。

また、協議会委員として想定する地域団体の代表等には、情報共有と協議会のスムーズな開催を目的に、協議会開催に先立ち、個別に事業内容とこれまでの経緯等について説明し、意見を収集するヒアリングの機会を設けた。

委員選定について次頁に示す。

表 10.1-1_相模川三川合流点地区協議会委員へのヒアリング内容一覧表

氏名（会社・団体名）	ヒアリング内容
厚木北地区自治会連絡協議会 会長	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の計画概要及び相模川三川合流点地区利用調整協議会の開催趣旨について説明しご理解を促すとともに、相模川三川合流点地区利用調整協議会（仮称）への参加について依頼する。 ・自治会が年間を通じて本事業地でどのような活動を行っているのかを把握し、地域住民の利用を妨げないよう事業計画及び民間事業者の運営要件に反映する。 ・本事業地の整備に関して、自治会がもっている要望や懸念について把握し、協議会までに対応を検討する。
厚木市観光協会 会長	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市観光協会が年間を通じて本事業地でどのような活動を行っているのかを把握し、利用を妨げないよう事業計画及び民間事業者の運営要件に反映する。 ・本事業地の整備に関して、厚木市観光協会がもっている要望や懸念について把握し、協議会までに対応を検討する。
厚木市商店会連合会 会長	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市商店会連合会が年間を通じて本事業地でどのような活動を行っているのかを把握し、利用を妨げないよう事業計画及び民間事業者の運営要件に反映する。 ・地区の歴史や変遷を把握し、厚木の歴史をモチーフとしたイベントや機能検討の一助とする。
厚木商工会議所 青年部 会長	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木商工会議所青年部が年間を通じて本事業地でどのような活動を行っているのかを把握し、利用を妨げないよう事業計画及び民間事業者の運営要件に反映する。 ・飲食店のキッチンカー運営における課題や現状等について伺い、本事業地での地元事業者によるキッチンカー運営の可能性について検討する。 ・市内の飲食店需要やトレンドを把握し、厚木市らしい飲食コンテンツ検討の一助とする。
厚木青年会議所 理事長	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木青年会議所が年間を通じて本事業地でどのような活動を行っているのかを把握し、利用を妨げないよう事業計画及び民間事業者の運営要件に反映する。 ・市内における商工の現状と課題等について伺うとともに、厚木青年会議所が本事業地で活動したり、民間事業者と協働したりする可能性について、ご意見を伺う。
厚木観光漁業協同組合 代表理事組合長	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業協同組合が年間を通じて本事業地でどのような活動を行っているのかを把握し、利用を妨げないよう事業計画及び民間事業者の運営要件に反映する。 ・本事業地の整備に関して、漁業協同組合がもっている要望や懸念について把握し、協議会までに対応を検討する。
相模川第二漁業協同組合 代表理事組合長	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業協同組合が年間を通じて本事業地でどのような活動を行っているのかを把握し、利用を妨げないよう事業計画及び民間事業者の運営要件に反映する。 ・本事業地の整備に関して、漁業協同組合がもっている要望や懸念について把握し、協議会までに対応を検討する。
厚木食肉組合 組合長	<ul style="list-style-type: none"> ・食肉組合が厚木市でどのような活動を行っているのかを把握し、本事業で検討するバーベキュー機能について、こういった参画が可能か ・バーベキュー機能について、「厚木市らしさ」を付加するためのアイデアについて伺う。 ・本事業地の整備及び運営に関して、食肉組合がもっている要望や懸念について把握し、協議会までに対応を検討する。

(4) 委員への事前ヒアリングの結果

委員へのヒアリング結果を次に示す。

① 厚木北地区自治会連絡協議会

	主な意見
事業への印象	・ <u>ふれあい広場の整備そのものには、地域は期待している。</u>
課題	・ <u>野球場が撤去され、テニスコートのみが再整備される計画になっているのはなぜか。</u> ・ 住民に説明するために、整備可能な機能、整備不可能な機能の理由について整理してほしい。
その他	・ 市は桜の木の管理や草刈りも協力してくれない。全て地元がやっている。

② 厚木市観光協会（以下、観光協会）

	主な意見
事業への印象	・ <u>オートキャンプ場みたいな利用もいいかもしれない。</u> ・ 階段護岸にベンチを置くのが良いと思う。
課題	・ <u>前面道路が狭く、歩道がないことが気掛かりである。</u> ・ 民間事業者による管理形態及び運用形態等、事業スキームについて協議会で説明してもらいたい。
その他	・ 高水敷は花火鑑賞の穴場として人気である。 【あつぎ鮎まつりの実施概要や課題】 ・ 観光協会としては、とくに課題認識はない。 ・ あつぎ鮎まつりは、厚木市観光振興課が事務局として実行委員会形式で開催している。観光協会も実行委員として参加している。本事業の運営事業者が実行委員会に入ることは十分に考えられる。 ・ コロナ禍の鮎まつりは、飲み薬の普及などの感染対策及び重症化対策の充実を条件に、例年通りの開催に戻ると想定している。 【昔の「鮎まつり」について（屋形船・・・）】 ・ 4年前までは屋形船を係留していた。現在は破損している。 ・ 屋形船は漁協が保有している認識である。 ・ 水位の低下と需要が減ったこともあり、屋形船の数は減少している。手前側を掘削しないと係留は難しいのでは。 【昔の三川エリアについて（様子、遊び、歴史・・・）】 ・ 昔は旅館、料亭があり屋形船や芸者さんが沢山いた。 【桜の開花状況の発信需要について（県内でのランキング、桜の状況、手入れ）】 ・ 桜の開花状況は従業員が目視で確認し投稿している。

③ 厚木市商店会連合会（以下、商店会）

	主な意見
事業への印象	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>三川合流点地区が綺麗に整備され、人が集まり、周辺商店にも相乗効果をもたらされ地域に賑わいが戻ってくることを、地元商店街は期待している。</u> ・ <u>三川合流点地区にこういうものができるのはうれしい。</u> ・ フリースペースとしてバーベキューができる場所は確保されるのか。 ・ サイクルロードやランニングコース、ドックランなど、イベントを実施していなくとも日常的に市民が河川空間を利用できる仕組みがあると良い。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>相模川ローズガーデンまでの道のりも綺麗に管理されると尚よい。</u>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状、商店会において三川合流点地区で実施している活動はない。活用予定もない。 ・ 市内のキッチンカー事業者は増えている。市内キッチンカーの動向として、県内で活動する業者と契約し統括する合同会社が立ち上がっており、災害基本協定を神奈川県と結んでいる。 ・ 屋形船の計画があるが、10年前に市民に向けた船頭スクールを開講する動きがあったが実現しなかった。モノだけではなく、文化も継承していける仕組みがあると良い。船頭はおひとりご健在である。 ・ 三川合流点地区の歴史背景としては、戦前から花火大会が行われており、「オオシマヤ」という料亭をはじめ何店舗か屋形船を所有していた。20年程前に屋形船に乗った記憶がある。

④ 厚木商工会議所青年部（以下、YEG）

	主な意見
事業への印象	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>三川合流点地区の充実を図るための事業と理解した。事業内容については賛同する。</u> また、厚木市商工会議所青年部でできることは協力していきたいと考える。 ・ <u>本事業地が整備され、イベント利用が可能であれば活用したいと考える。</u> ・ 本事業地は駅から近く、小田急線からの視認性が高いことから、利用ニーズは高いと思われる。YEG 委員の家族を対象としたバーベキュー企画等が考えられる。 ・ とん漬けを使ったバーベキュー等、ご当地食材の使用は可能性があると考える。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ レンタルバーベキューや手ぶらバーベキューはどこにでもある印象である。リラックスチェアやハンモック等のレンタル需要があると考え。快適に過ごすためのレンタル品の充実が望ましい。 ・ コロナ禍においてバーベキュー道具を購入したものの存分に利用できていないファミリー層は多いと考える。自前のキャンプ道具を存分に使える環境を整備するのもいいのではないか。 ・ <u>現行駐車場が砂利敷きであり、車体に傷がついたり、安全性に不安があったりと使いづらさを感じるため、駐車場は整備してもらえるとありがたい。</u>

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・現在本事業地で活動はしていない。厚木中央公園又は鳩ぽっぽ公園で活動することが多い。 ・鮎まつりの際には、10年程前から中央公園でプロのダンサーを審査員に招いた地域のダンスイベント「DanceLegend」を主催している。将来的には日本のダンス登竜門イベントにしていきたいという理念で始めた。 ・厚木市でもコロナ禍により、イベントのほとんどが中止になった。旅行業、イベント業の事業者はコロナの影響を最も受けている。 ・キッチンカーの需要はコロナの収束と合わせて段々と減ってきている印象。一方で実店舗にお客様が戻ってきている。 ・キッチンカーのリスク、課題としては、人件費増、使用できる電力や発電機の容量、風による被害が考えられる。衛生面でのリスクはとくに感じない。 ・キッチンカー出店による広告宣伝効果はあると考える。 ・飲食店でつくった商品を、販売のみ別の事業者がすることは問題ないと考える。味で勝負するものと考えているため、詳しいメニュー説明の必要もないと考えている。 ・飲食店のレシピを提供いただき、別の事業者がそのレシピをもとに調理し、本事業地で販売することは、販売数に応じたロイヤリティ方式なら検討の余地があると考ええる。 ・商品プロデュース（コンビニ等で展開される飲食店コラボメニューのイメージ）という考え方についても同様に検討の余地があると考ええる。
-----	--

⑤ 厚木青年会議所（以下、JCI）

	主な意見
事業への印象	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>本事業地を借りてイベントを開催すること等が想定できる。</u> ・委員の中に飲食事業者、キッチンカー事業者がいるため、出店の声掛けを行うことが可能である。 ・協議会の場での意見交換を目的に、青少年育成の視点で本事業地の活用アイデアについて、過去の事例を踏まえ検討する。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で外に出られない子供たちが増えている。教育環境を変えることまでは考えてはいないが青少年育成事業としては学びの場を提供していきたい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・JCI では本事業地で定例の活動は行っていない。青少年育成事業の一環で活用することもある。 ・鮎まつりの際は中央公園で毎年企画を変えながら、自衛隊から降雨車を呼んだ防災イベントの開催や、ロボットサッカー、化石発掘等のイベントを実施している。 ・会員の中にはコロナの影響を受けている事業者もいる。飲食に間接的に関係する、酒屋、運転代行業、旅行業等が特に影響を受けている。 ・河川敷では過去に鮎のつかみ取りの開催や、紙飛行機を遠くまで飛ばす大会を神奈川工科大学と連携して開催したことがある。

⑥ 厚木観光漁業協同組合・相模川第二漁業協同組合

	主な意見
事業への印象	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>とても良い事業である。ぜひ推進してほしい。</u> ・ 低水路の工作物設置計画は流される可能性があるが、それを踏まえても素敵な計画である。 ・ 自然の川を活用した河床内での鮎のつかみ取りは非常に良い計画だと考える。 ・ 有料駐車場にすることは賛成。車を現状の駐車スペースに停めて通勤している人もいる。鮎釣り客に対しては、遊漁券の提示で割引などがあると良い。 ・ 本事業計画は鮎の生態に大きな影響があるとは思わない。 ・ 鮎釣り客にも悪影響があるとは思わない。むしろ、整備することにより、釣り客が増える可能性があるのではないかと期待できる。 ・ 手ぶらバーベキューに鮎を食材として使用するのには良いと思う。 ・ 本事業地が賑やかになることを望んでいる。活気があったほうが良い。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本事業地は、台風後は景色が一変する。(水位が上がり水に浸かる部分が増える)</u> ・ 整備後は車の出入り口は1つにしてもらいたい。 ・ 本事業地では、年に2回程度火事、ボヤ騒ぎが起きている。 ・ 漁協が鮎つかみ取りの道具等を収納している倉庫が低水路域にある。できれば市に買い取ってもらいたい。 ・ 計画を進めるにあたり相模川漁連に話を通しておく必要がある。 ・ 釣り人の高齢化が進んでおり、若い人にも鮎釣りに興味をもってもらいたい。釣りをしに来てもらいたい。観光協会と釣り具のレンタルの計画も行っている。 ・ じゃぶじゃぶ池の床面は舗装が望ましい。泥だと濁ってしまい鮎のつかみ取りをするには向かないと思う。 ・ 小鮎川は相模川や中津川に対し水位の上昇スピードや下降スピードが早いいため、鮎のつかみ取りには適していると考えられる。 ・ あつぎ鮎まつり（花火大会）後の本事業地のゴミの後始末については、課題だと考えられる。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋形船は厚木観光漁業組合会員の所有物である。持ち主が体調を崩しており、今後市に寄付することなども考えられるのではないかと。市から修繕等の話を持ち掛けたら喜ばれるのではないかと。 ・ 屋形船は非常に重量があり、台風の際は水位の上昇に合わせて陸地に引き上げるしかない。船をどう引き上げるのかが課題である。恒常的に陸（高水敷）に引き上げてオブジェとして活用する方法もある。車でけん引することも困難である。 ・ 相模川の水深は、昔は2mあったものが今は70cmになってしまった。 ・ 鮎まつりの時は、鮎のつかみ取りのために2千～3千尾放流している。（参加者の倍量程度） ・ 消防団の会合や自衛隊の訓練（救助訓練ではない）も本事業地で行われている。 ・ どんど焼きは自治会で行われている。 ・ 精霊流しも小鮎川で行われているようだが、実施している団体は不明。

⑦ 厚木食肉組合

	主な意見
事業への印象	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>当初に本事業地の利活用検討に係る会議に参画したときから、民間事業者が本事業地で営業活動をすることにより得られた利益で、雑草駆除などの維持管理を行う仕組みが構築できる形が望ましいと考えていた。</u> ・今、活力が低下している元町や東町も、来訪者が来るようになると活気が戻るのではないか。 ・本事業地が整備されたら肉の移動販売車をつくってもよい。冷凍機付き、保健所の許可を受けたもの。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・バーベキュー利用者が一定程度見込めるようになれば、近隣商店街の空き店舗に、バーベキュー資材やキャンプ用品を売る店が入ったり、土産屋が出店したりするのが理想形。 ・課題は、ごみ処理と炭の処理。どこまで手ぶらにするのかも課題。また、運転手の飲酒を禁じることも大切。(グループに必ずいるドライバーが飲んでしまう可能性がレストランよりも高い)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・世の中として、バーベキュー需要は高まっている印象。公共のバーベキュー施設は、ほぼ閉鎖して稼働していなかったが民間のバーベキュー施設は流行っていた。おうちバーベキューも流行っていると感じる。 ・過去のアウトドアショーにおいて、肉の捌きの実演や火の付け方講習などを行ったことがある。 ・バーベキューのトレンドとしては、多様化している印象。バーベキュー協会がいろいろやっている。ダッチオーブン、スモーク、フルーツ焼きなど。 ・手ぶらバーベキューも単一ではなく多様なコースを設定すれば、多様なニーズに対応できるのではないか。 ・バーベキューに適した豚肉は、スペアリブ、固まり肉、骨付き肉、ポークチャップなどいろいろある。ただ、骨付き肉は焼くのが難しい。 ・バーベキュー施設に必要な機能は、綺麗なトイレとコンロ設備と水回り。 ・ハイシーズンは、三川合流点地区に肉の配達をかなりやった ・厚木市が豚肉で有名なのは、と畜場があったから。と畜後の肉は全国に出荷するがホルモンは腐りやすいため地元でしか消費されない。そのため、ホルモンが有名になった。 ・豚は捨てる場所が無い。顔の皮が美味い。豚テールはラーメン出汁として用いられる。いい出汁が取れる。 ・厚木の朝市は、毎週1回定期的に行われている。集客性が高い。本事業地で朝市をひらくのはどうか。現状の文化会館駐車場は風情が無い。市内50店舗が参加。

(5) 令和3年度に予定する協議会日程と各回における内容等

表 10.1-2_協議会の日程と各回における内容等の一覧

日程	協議項目	内容	備考	結果
8月～ 9月	委員選定	・地元自治会及び過年度検討から関わりのある団体をはじめ、想定される利活用案を踏まえた市内団体を選出。		済
10月～ 11月	事前ヒアリング	・委員候補8団体に対し、個別にヒアリングを実施した。 ・ヒアリングは対面で行い、主に次の内容について意見を伺った。 ○利用調整協議会の趣旨説明及び参加意思の確認 ○本事業利活用案への意見、要望 ○本事業地の現状の利活用 ○本事業内容を踏まえた事業参画及び整備後における施設の利活用について ○その他まちづくり及び商工・観光等の現状について	・11月1日時点で全ての団体へのヒアリングを終了し、一団体を除き協議会の参加について了承を得ている。 ・利活用内容や民間事業者の参入についても概ね賛同をいただいた。 ・残る団体については11月末に再度説明会を開催予定。	済
12月 月上旬	第1回協議会 開催	・協議会開催趣旨の説明 ・河川空間のオープン化についての説明 ・事業内容（利活用案、ゾーニング案、期待する効果、事業スキーム案等）の説明 ・利活用案についてのアイデア出しワーキング テーマ（案）：○青少年育成の視点で本事業地の活用アイデアについて ○厚木市らしいバーベキュー （食料品に限らず厚木市の特産品の活用）について ○厚木市らしい飲食の在り方について	・地域住民が市の説明をただ聞くだけではなく、利活用案について意見を出せるような議事進行について工夫する。	未
1月 月下旬	第2回協議会 開催	・第1回協議会の意見を踏まえた事業案の提示 ・河川占用協議の進捗報告 ・今後の事業スケジュール	・全ての委員に事業内容及び民間事業者の参入について合意をいただけることを目指す。	未

令和3年度については、既存スポーツ施設の扱いについて、地元自治会の同意が得られなかったため、協議会の開催に至らなかった。

(6) 協議会規約（案）

相模川三川合流点地区利用調整協議会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は「相模川三川合流点地区利用調整協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、一級河川相模川、中津川、小鮎川の三川が合流する河川敷地（相模川三川合流点地区）における、都市及び地域の再生等のために利用する施設について、地域住民・民間の創意工夫等を最大限活かし、地域の活性化に資する空間として活用するため、施設の整備及び運営内容に対し、地域の合意を図ることを目的とする。

（組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会には会長、並びに副会長を置き、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。

（会議等）

第4条 協議会の会議は、事業の企画立案、方針決定や報告案件がある場合、会長が招集する。

- 2 協議会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、その議題の内容に応じ、必要と認めるときは、協議会に属さない関係者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 協議会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（事務局）

第5条 協議会の事務局は厚木市とし、当該事務局の庶務は厚木市河川主管課で行う。

（その他）

第6条 この規約に定めのない事項については、会長が協議会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、令和4年 月 日から施行する。

（別表）相模川三川合流点地区利用調整協議会 委員名簿

	団体名	役職
1	厚木北地区自治会連絡協議会	会長
2	厚木北地区自治会連絡協議会	副会長
3	厚木市観光協会	会長
4	厚木市商店会連合会	会長
5	厚木商工会議所青年部	会長
6	厚木青年会議所	理事長
7	厚木観光漁業協同組合	代表理事組合長
8	相模川第二漁業協同組合	代表理事組合長
9	厚木市食肉組合	理事長
10	神奈川県厚木土木事務所工務部相模川環境課	課長
11	神奈川県県土整備局河川下水道部河川課水政グループ	グループリーダー
12	厚木市都市整備部	部長

(7) 相模川三川合流点地区利用調整協議会の開催計画の策定

相模川三川合流点地区利用調整協議会の開催計画を次に示す。

第1回 相模川三川合流点地区利用調整（案）

日時：令和 年 月 日（ ）
時 分

会場：

目的

協議会は、一級河川相模川、中津川、小鮎川の三川が合流する河川敷地（相模川三川合流点）における、都市及び地域の再生等のために利用する施設について、地域住民・民間の創意工夫等を最大限活かし、地域の活性化に資する空間として活用するため、施設の整備及び運営内容に対し、地域の合意を図ることを目的とする。

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 議事

- (1) 協議会規約（案）について【資料1】
- (2) 会長・副会長の選出について
- (3) 協議会設立の目的について【資料2】
- (4) 事業内容及びスケジュールについて【資料3】
- (5) 河川空間オープン化後の利活用（案）に関するワークショップ
テーマ「厚木らしいバーベキューの提供サービス」（案）
- (6) その他

配布資料

・・・
・・・

1) シナリオ

表 10. 1-3_相模川三川合流点地区利用調整協議会

<p>● : 00 1分</p>	<p>事務局 (●●)</p>	<p>《開会》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは定刻となりましたので、「相模川三川合流点地区利用調整協議会」を開催します。 ・本日の進行役を務めます●●と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
<p>● : 01 1分</p>	<p>事務局 (●●)</p>	<p>《協議会目的説明》</p> <p>協議会は、一級河川相模川、中津川、小鮎川の三川が合流する河川敷地（相模川三川合流点地区）における、都市及び地域の再生等のために利用する施設について、地域住民・民間の創意工夫等を最大限活かし、地域の活性化に資する空間として活用するため、施設の整備及び運営内容に対し、地域の合意を図ることを目的とします。</p>
<p>● : 02 5分</p>	<p>事務局 (●●)</p>	<p>《自己紹介》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・続きまして、本日出席しております協議会委員及び事務局、関係者をご紹介します。 ・●●団体 ●●様 （一言ずついただく） ・ ・ ・続いて、事務局の河川ふれあい課●● ・ ・ ・
<p>● : 07 3分</p>	<p>事務局 (●●)</p>	<p>《本日のスケジュール説明》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に、本日のスケジュールについてご説明させていただきます。お手元の「次第」をご覧ください。 （1）協議会規約（案）について 事務局より●分程度でご説明します。 （2）会長・副会長の選出について （3）協議会設立の目的について 事務局より●●程度でご説明します。 （4）事業内容及びスケジュールについて （5）河川空間オープン化後の利活用（案）に関するワークショップ グループによる意見交換会を●●程度で実施します。 <p>終了時刻は● : ●●を予定しております。</p>

		<p>また、本日の配布資料は</p> <p>○・・・</p> <p>○・・・</p> <p>○・・・</p> <p>です、不足はございませんでしょうか。</p>
●：10 5分	事務局 (●●)	<p>《協議会規約（案）について》</p> <p>協議会規約について●●よりご説明します。</p> <p>（説明）</p>
●：15 5分	事務局 (●●)	<p>《会長・副会長の選出について》</p> <p>つづきまして会長・副会長の選任にうつらせていただきます。会長・副会長は、協議会規約第3条により、委員の皆様の互選で決定していただくこととなっております。本来ならば、委員から仮の議長を選出していただき進行をお願いするところではありますが、時間の関係もございますので、皆様がよろしければ引続き事務局で進行させていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。</p> <p>それでは、会長の選任に入らせていただきます。</p> <p>どなたか 候補者の推薦があればお願いいたします。</p> <p>ただ今、●●委員を推薦するのご発言があり、皆様より拍手をもってご承認いただきましたので、会長は●●委員に決定いたしました。●●会長にご挨拶をお願いいたします。</p> <p>つづきまして副会長の選任に入らせていただきます。</p> <p>（以下省略）</p>
●：20 15分	●● 会長 事務局 ●● 会長	<p>《協議会設立の目的について》</p> <p>最初に、河川のオープン化制度と協議会設立の目的について事務局より説明をお願いします。</p> <p>（説明）</p> <p>ただいまの説明内容について、質問・意見等がございましたらご発言をお願いします。</p>
●：35 10分	●● 会長 事務局	<p>《事業内容及びスケジュールについて》</p> <p>次に、事業内容及びスケジュールについて事務局より説明をお願いします。</p> <p>（説明）</p>

	●● 会長	ただいまの説明内容について、質問・意見等がございましたらご発言願います。
● : 45 60分	●● 会長	<p>《河川空間のオープン化後の利活用（案）に関するワークショップ》</p> <p>次にグループ討議に移ります。事務局より説明をお願いします。</p> <p>※別紙参照</p>
▲ : 45 5分	事務局	<p>《閉会》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご質問がなければ、そろそろお時間もございますので、事務局より閉会のご挨拶を申し上げます ・本日は、お忙しい中、皆さんに出席いただきまして、たくさんのご意見を伺うことが出来ました。いただいた意見を踏まえ、これからの条例の検討を進めていきたいと考えております。 ・ ・皆さん、本日はありがとうございました。 <p>・以上を持ちまして、本日の第1回相模川相模川三川合流点地区利用調整協議会を終了いたします。どうも、ありがとうございました。</p>

2) スケジュール (案)

表 10.1-4_タイムスケジュール案

	氏名	●●	●●	●●	●●	●●
時間 (仮)	担当/内容	司会	記録	事業説明	ファシリテーター①	ファシリテーター②
9:00	会場設営	備品搬入	備品搬入	レイアウト	レイアウト	レイアウト
15						
30	受付開始		受付	受付		
45						
10:00	開会	司会	記録	質問対応	質問対応	質問対応
15						
30						
45	WS 開催	司会	記録	時間係	進行	進行
11:00						
15						
30						
45						
12:00		片付け	片付け	片付け	片付け	片付け
15						
30						
45						

3) 準備備品 (案)

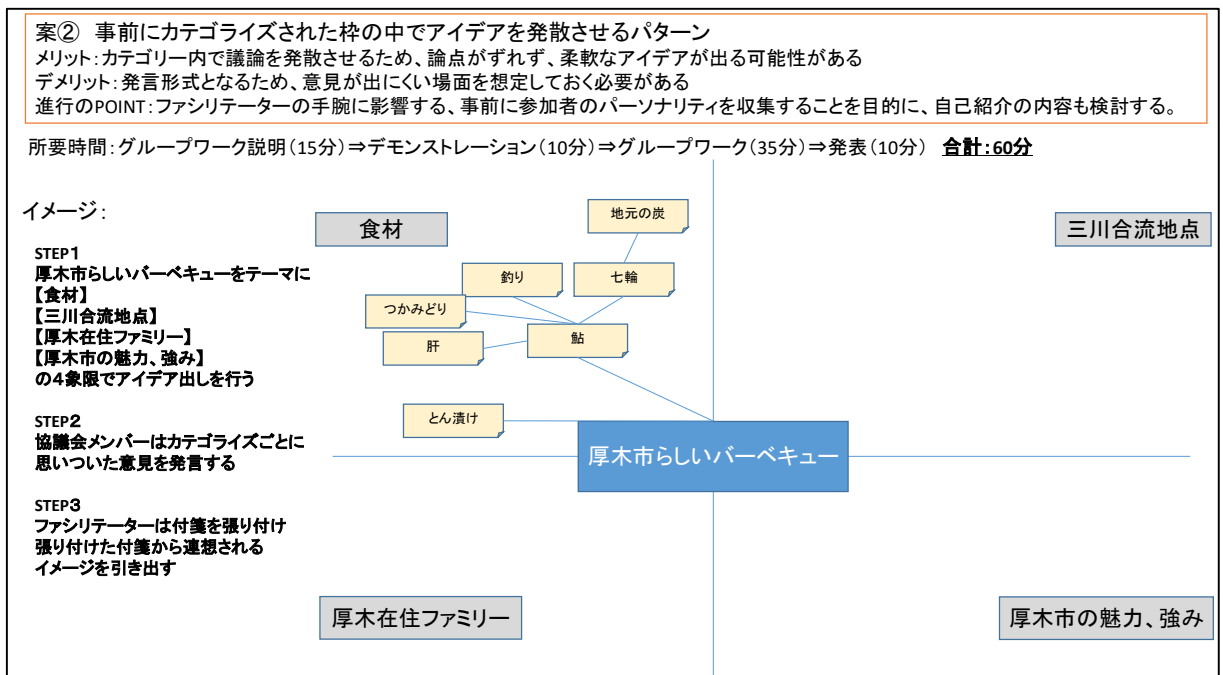
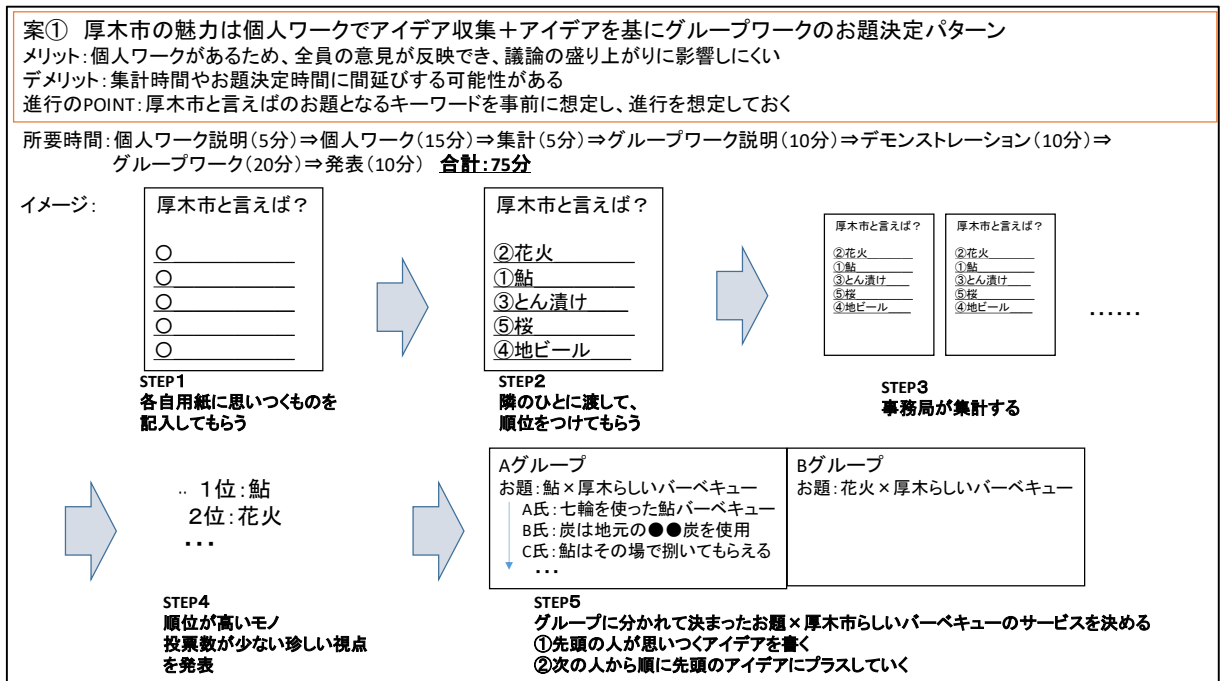
表 10.1-5_準備備品案

品目	個数	担当	備考
マイク	4 個	会場	マイクを回す際は消毒する
プロジェクター・スクリーン	1 式	会場	
長机	8 脚	会場	1 机 2 人 掛 け
椅子	16 脚	会場	
名札	16 枚	●●	委員 12 名、事務局・関係者 4 名 想 定
カメラ	1 台	●●	記録用
アルコール	1 本	●●	消毒用
ホワイトボード、マーカー	1 式	会場	ワークショップ用
付箋 7.5cm×12.5cm 4 色	2 セット	●●	ワークショップ用
マッキー	12 本	●●	ワークショップ用
PC・HDMI ケーブル、ポインター、レコーダー	1 セット	●●	資料投影用
マイク	1 本	会場	

4) グループ討議進行案

相模川三川合流点地区利用調整協議会では、協議会委員が事業内容を理解したうえで、事業内容を踏まえ各団体の特徴を活かした利活用を推進するためのアイデアを発散思考で考えるグループ討議の開催を検討している。グループ討議では、委員同士の議論を通じて各委員に、整備後の事業に関わるイメージを持ってもらうことを目的としている。

グループ討議の開催イメージを次に示す。



案③ 物語仕立てにゴールを目指すパターン

メリット: フォーマットができているため、意図した意見、アイデアを収集することができる

デメリット: ワークの難易度が上がるため、個人ワークではアイデアが出ないことや、アイデアが限定的になる可能性がある

進行のPOINT: ペルソナカードでターゲット像を明確に、現状カードで課題の整理、サービスカードでアイデア出しを行う

所要時間: 個人ワーク説明(15分)⇒個人ワーク①(20分)⇒発表(10分)⇒個人ワーク②(20分)⇒発表(10分) **合計:75分**

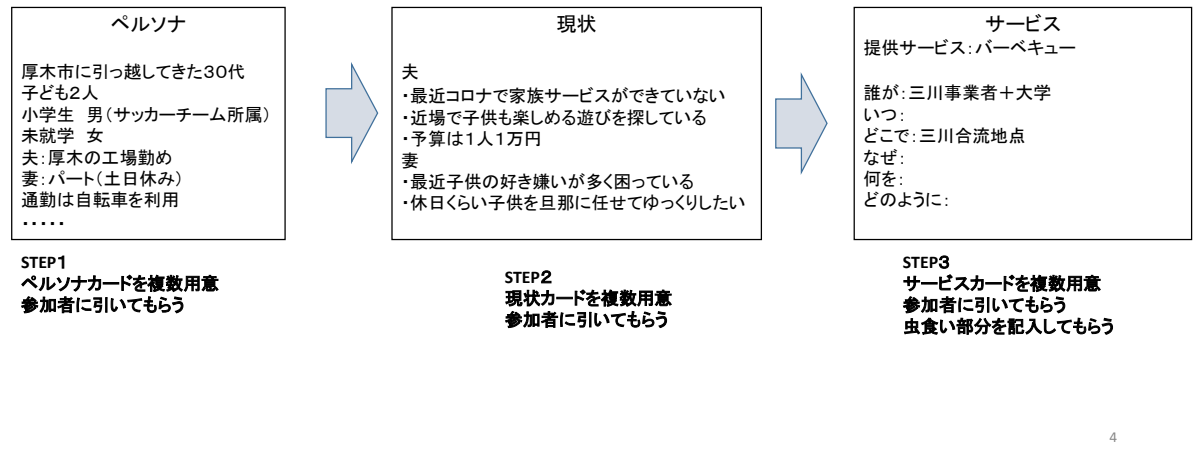


図 10.1-1_グループ討議進行案

第11章 次年度委託業務の発注支援

11.1 申し送り事項.....	11-1
11.1.1 河川占用協議.....	11-1
11.1.2 設計業務発注.....	11-6
11.1.3 実施設計.....	11-7

11.1 申し送り事項

次年度の委託業務の発注支援に関する申し送り事項について整理する。

11.1.1 河川占用協議

(1) 河川空間のオープン化

河川空間のオープン化に関する申し送り事項について、次のとおり整理する。

- ・地域住民等で組成される「相模川三川合流点地区利用調整協議会」において事業計画に関する合意を得る必要がある（河川空間のオープン化域指定の要望書提出までに2回程度の開催を予定）。
- ・今年度において、既存スポーツ施設の扱いについて、厚木北地区自治会の同意が得られていない状況である。自治会の説明会を再度開き、同意を求めていく必要がある。また、同意が得られ次第、河川管理者と調整の上、可能な限り早い時期に河川利用調整協議会を開催することが望ましい。
- ・「相模川三川合流点地区利用調整協議会」においては、河川管理者の出席を求めている。
- ・河川空間のオープン化後に厚木市及び民間事業者より河川管理者に報告する事項については、現段階では未定である。なお、報告時期については、厚木市と民間事業者間で委託等の契約を締結する段階を想定することとしている。

参考に、今年度における区域指定に係る河川管理者との協議内容について、一覧を示す。

■河川空間のオープン化（都市・地域再生等利用区域の指定等に関する要望）に係るR3年度河川管理者協議結果一覧				表 11.1-1 河川空間のオープン化に係る R3 年度河川協議会協議結果一覧		2022.03
○着色部分は未完了箇所（区域指定において必要な事項）						
協議日	項目	内容	協議結果	備考		
7月21日	地域住民の合意	地域住民の合意を得る方法	地域住民等で組成される「河川利用調整協議会」において事業計画に関する合意を得る。 なお、河川管理者も協議会に入ること、河川占用に向けた課題解決までのプロセスがスムーズになると考えられる。	1~2回の開催を予定。 ★河川利用調整協議会未実施		
	区域指定範囲	要望範囲	水辺の利活用の観点から、低水路の河原も範囲に含める。			
8月30日	機能イメージ図	機能イメージ図に示される工作物	本区域指定では議論の対象としない。ゾーニング案、利活用イメージの位置づけ。	対象範囲における区域指定の可否について議論されるものであり、具体的な工作物の占用可否については区域指定後に改めて議論するものであることを確認。		
	区域指定範囲	要望範囲	本事業対象地からローズガーデンに至る部分については、今回の要望範囲には含めず、今後、要望する可能性がある区域という位置付け。			
	区域指定の要望書	区域指定の要望書に添付する必要図面	①河川区域図 ②位置図及び現況写真	①河川区域線が分かる平面図 ②区域が指定されているもの、場所が特定できるもの ※河川管理者として区域指定の公表を行う際に必要な図面		
	事前協議書	オープン化に係る協議に当たっての事前協議書の有無	不要である。	厚木市として書面での回答が必要な場合は、事前協議書を提出する。		
	区域指定の要望書	要望書の様式	県庁河川課より厚木市に提示する。	★後日、県庁河川課より厚木市に提示済み。		
	地域住民の合意	協議会において同意を得る項目	①事業実施は民間ノウハウを活用する。 ②当該地で民間事業者が営利活動を行う ③事業目的のひとつは、地域住民が日常的に水辺空間を楽しめる場所にすること ④現状の河川利用が阻害されるものではない	個別の工作物の内容について協議することは、協議会の主目的ではない。 ★河川利用調整協議会未実施		
10月8日	地域住民の合意	地域合意に係る報告書（案）の様式	県庁河川課より厚木市に提示する。	★後日、県庁河川課より厚木市に提示済み。		
10月8日	区域指定の要望書	要望書の修正箇所	■1 河川の名称 ⇒一級河川小鮎川（相模川水系）を記載する。 ■3 利用計画の概要（河川敷地の適正な利用） ⇒事業実施の内容について、河川占用許可準則に沿ったキーワードで記載すること。 個別具体的な案については、記載不要である。 ■5 地域の合意等 ⇒「（4）協議会開催日程（予定）」の記載内容を削除し、協議会の回数や各会における目的などの内容を文章にて記述する。			
	区域指定の要望書	河川区域線が分かる平面図	相模川河川区域図（CAD）にトレースにより重ね合わせた図面を作成し、都市・地域再生等利用区域を申請する対象区域の平面図に図示する。	トレースする河川区域線の位置は、CAD図面上で座標管理されているものでないため、参考位置である旨を図面に記載する。		
	区域指定の要望書	位置図	・都市・地域再生等利用区域の指定を実施しないテニスコート施設の位置を対象地域より外す。 ・厚木市と海老名市の市境の青線は削除する。 ・三川の合流地点であることが分かるように3つの河川名を明記する。 ・橋梁名の明記や滞筋等への着色などを行う。			
	区域指定の要望書	現況写真	・写真を撮影した方向を位置図に図示する。 ・駐車場整備予定地など利活用のポイントとなる位置の占用前の現況写真を追加する。			
	区域指定の要望書	要望書の提出時期	河川利用調整協議会において合意が得られた後、厚木市より河川管理者に提出する。	確定した要望書（案）については事前にデータを送付する。 河川利用調整協議会の協議過程及び協議結果は議事録にまとめ「地域合意に係る報告書」への添付資料とする。		
	その他	神奈川県上位計画との整合性	「相模川水系相模川・中津川河川整備計画」、「相模川水系河川環境管理基本計画」、「相模川水系河川空間管理計画」との整合性について、今後の占用申請にあたり厚木市としての考え方を整理して提示すること。	当該内容を要望書に含める必要はない。		
11月4日	通水部分の占用許可	過去の許認可状況	当該地区において貼まつりの際に貼のつかみ取りを目的に占用を認めている。（厚木土木）	平成29年度には貼つかみどりの社会実験としても占用許可されている。		
	通水部分の占用許可	本区域指定の範囲	今回は通水部分を含めない形で区域指定の要望を出す。 通水部分については占用に係る事前協議が整ったのちに 追加申請 という形で改めて区域指定の要望を出して協議する。	通水部分については、利活用形態が限定されるため占用許可の見通しが立ってから出ないと指定は困難。前例がないため相当の時間が掛かると見込まれる。		
	区域指定の要望書	要望書等の修正箇所	「3利用計画の概要（河川敷地の適正な利用）」の内容のうち、想定される施設については、区域指定の公表文とかけ離れたものとならないよう、当該地区において現段階で利活用方針が明確となっている利活用内容を列挙し、最後に「等」で締める。	具体的施設は占用の許可の過程で調整していくという方針が変わりはなく、記載しなかったことを理由として扱いに差が生じるものではない。		
	河川利用調整協議会	河川管理者の出席	県庁河川課水政グループのグループリーダー及び厚木土木事務所相模川環境課長の出席を予定している。	★河川利用調整協議会未実施		
1月17日	現地調査	県庁河川課による現地調査結果	区域指定範囲について特に問題はなかった。	-		
	区域指定の要望書	要望書案の内容	現状の記載内容に、問題は無い。	区域指定の範囲図のみ修正が必要。※下記参照 ★修正実施済み		
	区域指定の要望書	区域指定の範囲	河川管理者の権原の及ばない土地（厚木市所有地及び民地）は除外する。	河川法第24条は河川管理者の権原が及ぶ土地に対しての土地の占用を示したものであり、河川空間のオープン化に係る区域指定は24条の準則であるため、河川管理者の権原の及ばない土地は、区域指定の対象とならない。 河川管理者の権原の及ばない土地における民間事業者の営利活動の実施は土地所有者の同意で認められるものである。		
	区域指定後の報告事項	区域指定後の報告事項、提出書類及びタイミング	報告を求めるタイミングは、厚木市と民間事業者で委託等の契約を締結する段階を想定。 報告書様式に関しては改めて提示する。	河川空間のオープン化を実施した土地において、誰がどのように関与するのか実質的な管理について把握していく必要がある。 ★報告書様式については、今後、さらに調整が進んだ段階で河川管理者よりご提示いただく。		
	河川利用調整協議会	区域指定後の利用調整協議会の扱い	協議会の役割は区域指定の段階で終了する認識。（河川管理者）	区域指定後に協議事項等生じる場合は通常の河川協議と同様の扱いであるとの認識。（河川管理者） ★厚木市では、河川利用調整協議会について、事業進捗の報告を目的として区域指定後も継続したい考えであり、区域指定後も引き続き河川管理者（厚木土木事務所）に委員としてご出席いただきたいと考えている。		
	河川管理施設	維持管理主体について	堤防護岸、坂路、堤防小段のうち、堤防本体については、専ら河川管理者が管理する必要があるため厚木市による占用は難しい。 堤防本体の表面的な部分である階段護岸の占用については問題はない。	具体的管理の分担の在り方及び手続については厚木土木事務所と厚木市で調整すること。河川課からの意見はない。		
	河川管理施設	区域指定に含まれる管理施設	堤防法面（階段護岸）、下流側坂路 ※ただし、表面の占用	図 河川空間のオープン化区域指定の想定範囲及び河川管理施設との機能兼用の想定範囲の一覧に示すとおり ⇒占用に問題なし。（河川管理者）		
	河川管理施設	維持管理主体と内容	河川占用部分の河川利活用（上面利用）における維持管理は原則として占有者である	厚木市が占用を求める範囲で想定される責任分担、役割分担、費用負担等の内容や課題を整理のうえ協議を挙げてもらいたい。（河川管理者） 必要に応じて兼用工作物協定に準じた協定の締結も考えられる。 ★具体的な責任分担、役割分担、費用負担等の内容の協議未実施。（想定される大まかな内容についてのみ提示済み）		
	河川管理施設	厚木市が想定する維持管理の分担	・河川管理上必要な管理：河川管理者 ・表面上の管理（草刈り、舗装、階段護岸のタイル張りの補修、清掃美化など利用者のために必要な部分）：占有者	★厚木市が実施しなければならない維持管理の内容について、具体的な協議未実施。（想定される大まかな内容についてのみ提示済み）		
	河川利用調整協議会	開催時期	撤去、移設予定の既存スポーツ施設について、地元自治会（厚木北地区）より異議が出ており、協議会が開催できていない状況。	地元自治会以外の協議会メンバーは、事業計画に同意の意思表示。 地元自治会についても、既存スポーツ施設以外の計画については同意の意思表示。 ★河川利用調整協議会未実施のため、地域合意未達成。		
	占用に係る事前協議	①貼のつかみ取り施設	厚木土木事務所と厚木市の担当者間によるメールのやり取り、電話での打ち合わせを想定。	-		
	占用に係る事前協議	②テニスコート	厚木土木事務所と厚木市の担当者間によるメールのやり取り、電話での打ち合わせを想定。	本区域指定の対象外ではあるが、事業エリアに含まれる整備であり、事業全体のスケジュールに影響するため、事前協議の対象とする。 ★本区域指定の要望では、テニスコートは対象外（整備予定場所を区域指定の要望範囲から除外）として申請するが、民間事業者が一体的に管理運営することを踏まえ、今後、都市・地域再生等利用区域の追加申請も視野に入れた協議をお願いしたいと考えている。（まずは厚木土木事務所へ相談）		

(2) 河川占用許可申請（事前協議）

河川占用事前協議に関する申し送り事項について、次のとおりに整理する。

① 事前協議の内容

A. 河川管理施設

河川占用部分の河川利用（上面利用）は、神奈川県管理河川では基本的に河川占用許可を受けたものが維持管理することとなるが、厚木市が河川占用を求める範囲で想定される、河川管理者との責任分担、役割分担、費用負担等の内容や課題を整理の上、協議を実施する必要がある（本業務履行期間中からの継続協議となる）。また、河川管理施設との機能兼用状態によっては、必要に応じて兼用工作物協定の締結も必要となる。

※河川管理者の管理区分については、河川管理上（治水、利水、環境）の機能を有する事項となり（例：堤防護岸が河川管理施設として機能を満足するための管理）、河川占用者の管理区分については、利活用上必要な表面上の管理（例：草刈り、舗装、階段護岸の表面タイルの補修、清掃美化等）となる。なお、具体的な事項については、河川管理者と引続き協議が必要となる。

B. 河川空間のオープン化に伴う河川占用

本事業において整備を想定する施設のうち、「テニスコート」、「鮎のつかみ取り施設」、「コンテナハウス」の3施設については、現段階で施設の整備内容が概ね固まっているため、河川空間のオープン化を待たず、事前協議を進める。

② 事前協議の目的

河川空間のオープン化と並行して個別具体的に河川占用協議を進められる工作物等について、事業期間の有効活用のため事前協議を実施する。

③ 使用する資料

事前協議にて使用する資料は、設置位置、施設の平面、高さ、奥行等の施設規模が記載された資料、材質や構造形式が記載された資料、洪水時等の撤去の考え方を整理した資料等となる。

④ 協議の進め方とポイント

・テニスコート

河川法第 26 条における河川占用許可申請（工作物の新築等）にあたっての事前協議の実施を想定する。なお、テニスコートを舗装する場合は、粗度が小さくなり洪水時の流速が速くなるため、周囲の河川管理施設等への影響を検討する必要がある。また、舗装等については、厚木土木事務所のみならず県庁河川課での審査が必要となる。

このため、占用審査期間（事前協議期間含む）に時間を要することが想定される。

・鮎のつかみ取り施設

鮎のつかみ取り施設については、過年度の社会実験で河川占用許可が認められており、本事業ではその内容を踏襲する計画としている。このため、河川法第 26 条における河川占用許可申請にあたっての事前協議実施を想定する。

なお、河川占用許可申請では、洪水時の撤去計画の提出が必要となる。

・コンテナハウス

コンテナハウスについては、河川法第 24 条および 26 条の占用許可申請にあたっての事前協議実施を想定する。

なお、河川占用許可申請では、洪水時の撤去計画の提出が必要となる。

また、コンテナハウスは建築基準法の適用を受けるため、別途、建築確認申請の許可を受けるための協議も建築担当部署と進める必要がある。

・外灯

外灯は、必要とする照度や仕様を実施設計時において決定する必要がある。照度の基準については、「JIS Z9110:2010 照度基準総則」を用いることが一般的であり、同基準の推奨照度の最低値である 3lx を想定する。

なお、本業務報告書中の事業費算出に用いている外灯の数量は、基本設計の 34 基を踏襲する。

適用基準の抜粋について、次頁に示す。

表1 推奨照度別の設計照度範囲³⁾

推奨照度 (lx)	照度範囲 (lx)
3	2~5
5	3~7
10	7~15
15	10~20
20	15~30
30	20~50
50	30~75
75	50~100
100	75~150
150	100~200
200	150~300
300	200~500
500	300~750
750	500~1000
1000	750~1500
1500	1000~2000
2000	1500~3000
3000	2000~5000

出典：照度基準総則 JIS Z9110-2010

- ・盛土計画

本事業地では、「相模川・中津川河川整備計画（平成30年7月）」において、河道掘削の計画が無く、また、河川法上の3号地指定を受けていないため、現況流下能力（現況河積断面）が低下するような盛土計画は難しいと考えられる。

しかしながら、本業務においては、基本設計に記載されている河道法線に基づき、盛土を実施する計画で、階段護岸工（バーベキュー施設）および盛土計画を行っている。このため、盛土計画の可否については、河川管理者との協議が必要となる。

11.1.2 設計業務発注

本業務においては、河川空間のオープン化及び河川占用の協議実施に使用することを想定した図面を作成した。なお、本図面は、今後想定される実施設計業務等の民間事業者公募の際の参考資料としての活用も想定している。

実施設計発注（民間事業者への公募）時に必要となる図面の内容については、次のとおりである。

【実施設計発注時必要図面】

- ・事業位置図
- ・事業敷地図
- ・河川区域図
- ・敷地の所有者状況把握図
- ・対象施設と事業手法区分図
- ・建築敷地図
- ・敷地造成計画図（平面図、横断図等）
- ・地質調査資料
- ・供給処理施設引き込み図 等

また、検討資料として、次に示す資料の準備が必要と考えられる。

【検討資料】

- ・地形条件（使用可能範囲とその浸水頻度および、本事業地へのアクセス方法）
- ・地形の改変が許容される範囲（河川における定規断面や3号地指定等の範囲）
- ・時間帯における使用制限
- ・自由使用と河川占用の考え方
- ・降雨や出水等の気象状況による中止基準（イベント中止計画、工作物撤去計画）
- ・事業期間終了後の設置施設の扱い
- ・利用中止時における利用者への注意喚起および安全確認手法の提示
- ・河川管理施設の損傷防止や苦情対応の責務 等

11.1.3 実施設計

本業務では、次年度以降に実施設計を実施するにあたり、次のとおり確認事項を整理した。

(1) 計画高水位と計画堤防高の設定

本業務では、河川管理者より提供された相模川河川距離標（相模川右岸 15.0k、15.2k、15.4k のみ）の平面座標データを使用して、河川距離標の位置を現況地形図に合わせているため、計画高水位と計画堤防高の本事業地内への適用（各横断面図での高さ設定）について再確認が望まれる。

(2) 用地境界の設定

本業務では、厚木市との協議により、厚木市の GIS にて管理されている用地境界データを基に、「都市・地域再生等利用区域指定図」等の作成を実施している。

なお、本事業地では、国土調査および地籍調査が実施されていない範囲が大部分を占めており、厚木市 GIS 及び土地登記簿謄本、公図でそれぞれ、現地での位置や面積が異なるため、扱いについて留意が必要である。

(3) 新設トイレ設計位置での地質調査

新設トイレについては、トイレの規模等によっては実施設計において地質調査が必要になる。地質調査の内容については、トイレ建屋の基礎の形状や耐震設計の内容等により異なるため、実施設計時に確認が必要である。

(4) 既存ポンプ設計（揚水機実施設計）

既存ポンプ設備については、耐用年数を超えているが補修工事をしながら施設使用が継続されている。このため、本業務では、既存ポンプ設備をそのまま活用する方針としている。

しかしながら、実施設計時には、既存ポンプの状況を確認する必要したうえで、既存ポンプの使用が引き続き可能な場合においても、将来的にポンプ設備（土木を含む）の改修が必要となることを想定した設計を実施する必要がある。